

聴覚障害者と運転免許 アンケート報告書

道交法規則23条の聴力基準 1106人が撤廃求める
聞こえない人も安心・快適に学び運転できる環境を！

1 .	この調査の趣旨・目的について	1
2 .	調査結果から求められていること（概略）	2
3 .	回答者について（全員 1475人）	4
3 - 1	回答者について	4
3 - 2	集計表とコメント	6
4 .	運転免許の取得について（全員 1475人）	9
4 - 1	運転免許の取得について	9
4 - 2	集計表とコメント	11
4 - 3	自由記述回答から	18
5 .	運転免許と運転について（聴覚障害がある状態での運転経験をもつ人 1355人）	23
5 - 1	運転免許と運転について	23
5 - 2	集計表とコメント	26
5 - 3	自由記述回答から	34
6 .	法令への意見（全員 1475人）	36
6 - 1	法令への意見	36
6 - 2	集計表とコメント	37
6 - 3	自由記述回答から	38
7 .	依頼文と調査票	42

2006年4月

1 . この調査の趣旨・目的について

この調査は、全国の、千人以上の聴覚障害者本人に、運転免許の取得や、運転に関する実情、体験を聞き、実態を把握する目的で、実施した。現在運転免許をもつ人だけでなく、運転免許をもったことがない人も対象とした。現行法制度についての意見も聞き、調査結果全体として、政策に反映することを趣旨とした。

調査対象は、聴覚障害者本人に確実に聞くため、三団体（全日本ろうあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、障害者欠格条項をなくす会）が把握している聴覚障害者に協力を依頼した。そして「このアンケートによって聴覚障害者の運転免許に関する実態を把握し、聴覚障害者の声を社会に届け、聞こえない人や聞こえにくい人が車を運転できる、あたりまえの社会になるようにしたいと思います（『アンケートご協力のお願い』より引用）」と呼びかけた。

各都道府県について、配布数がほぼ均等になるように送付し、期間は 2005 年 11 月～2006 年 1 月、調査方法は郵送（一部はメール）で 2063 通を送付、1475 通の郵送（一部はメール）による回答があり、回収率は 71.5%だった。

< 合同調査 実施団体 >

財団法人全日本ろうあ連盟

理事長 安藤豊喜

社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

理事長 高岡 正

障害者欠格条項をなくす会

共同代表 福島智・大熊由紀子

< 協力者 >

高橋儀平 東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科教授

調査および結果のまとめについて、たいへん多くの方に、ご協力をいただきました。ありがとうございました。

2 . 調査結果から求められていること（概略）

この報告書は、「聴覚障害者と運転」に関する聴覚障害者本人の意向と実態である。調査結果によれば、日本の運転免許制度が、聴覚障害者の運転について、「聴力」および「補聴」をもって制限対象としていることの現状と問題点が明らかになった。

現行の道路交通法施行規則 23 条（以下、23 条と記載）では、10m 離れて 90 デシベルのクラクションの音が聞こえること（補聴器使用も含む）が、適性検査の聴力基準とされている。旧道路交通法 88 条の欠格条項「耳が聞こえない者又は口がきけない者には免許を与えない」は、2001 年に削除に至った。ところが、23 条はそのまま残されたために、聴覚障害者の免許取得、更新のバリアとなり、この調査にも、さまざまな不利をこうむってきている経験が回答されている。そして、全回答者の 75% が、23 条を「撤廃すべき」と回答している。

現在、聞こえている人々は、確かに音情報も頼りにしているが、聞こえにくい・聞こえない人々は、第一に視覚情報でさまざまなことを判断して日常生活を送っており、運転においても全く同じである。そして、年代も聴力も多様な人々が、長年にわたって毎日のように運転してきた豊富な運転経験を通して「聞こえなくても、視認や操作ができ、運転に必要な注意力・判断力があれば、安全に運転できている」ことを証明している。まず、免許制度の改善には、聴覚障害者自身のこのような経験と生の声が、十分に生かされなければならない。

また、現行制度のように運転免許証の「免許の条件等」に「補聴器」とすることは、この調査の回答に示された聴覚障害者の実情と大きくかけ離れており（23 - 24 頁参照）補聴器や機器などを使用したいかどうか、いつどのように使用するかは、個々人に任せるべきである。

運転免許教習所では、「入学申込みを、聴覚障害を理由に断られたことがある」「入学後、手話や筆談や補聴手段によってコミュニケーションがされず、そのために学習が難しかったことがある」と、4 割以上の人々が回答している。

免許更新時講習には、7割弱の人が、「手話、筆談、補聴手段、要約筆記、ビデオ字幕などの情報保障がないか、または一部しか用意されていない」と述べている。

このように、免許教習や講習を受けるのに必要不可欠な情報保障が不十分である現状を踏まえ、早急に「安全教育」の前提条件となる情報保障などの環境整備を行うことが求められる。

聞こえなくても安全に運転できてきていることをふまえ、23条を撤廃し、個々人が安心快適に学び運転していくための環境をつくるのが、共生社会の方向であり、回答された1475人の聴覚障害者が求めていることである。

*この報告書上の記述回答紹介について

個々の記述回答を紹介する時は、固有名詞は除き、長文は抜粋要約している。

*補聴器について

補聴器は、一般的な近視の人が眼鏡をかけてはっきり見えるのと同じように、「つけばはっきり聞こえるようになる」というものではない。音を拡大するが、雑音や不必要な音も拡大するので、頭痛にもつながりやすい。補聴器をつけてヘルメットをかぶると、ヘルメットの圧迫によって音漏れを起こすことがある。そうした理由で、使わない人も、実際に多くいる。フィッティング、その人との適合性の問題が非常に大きい点は、人工内耳とも共通している。

3．回答者について（全員 1475人）

3 - 1 回答者について

男性 936人（63.5%）、女性 537人（36.4%）で、男性の回答者が多い。

年齢は、10代から80代までと幅広いが、40代と50代が762人（51.8%）で半数を占めている。平均年齢は48.3歳。男女別に見ると、女性は60代から少なくなり、70代以上は非常に少ない。

本調査では、10歳未満までに聴覚障害になった人が1178人（79.9%）と大勢を占めているが、20歳代以上で失聴した中途失聴者も少なくない。

ほぼ全員が身体障害者手帳所持者で、かつ、等級1～2級の人が1318人、回答者全体の89.3%を占めている。

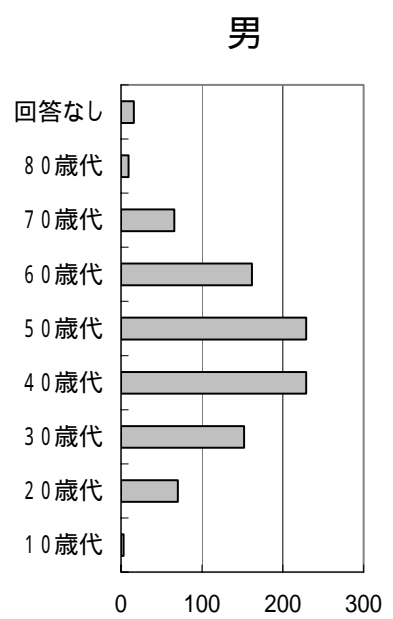
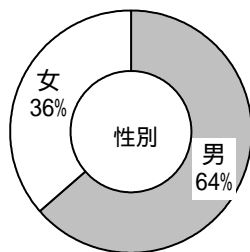
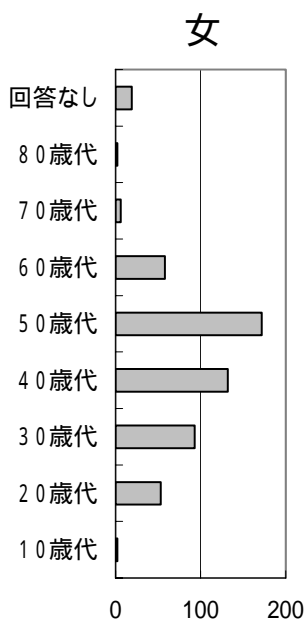
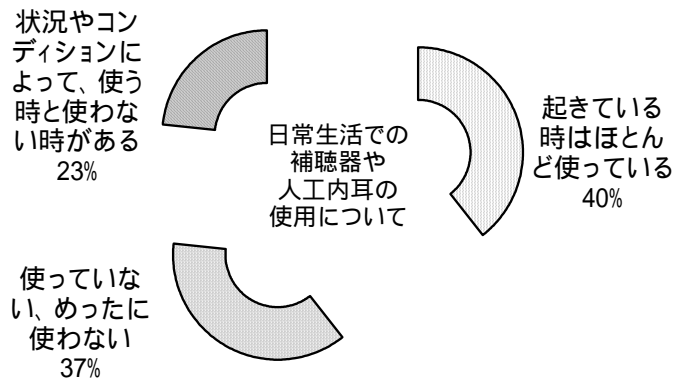
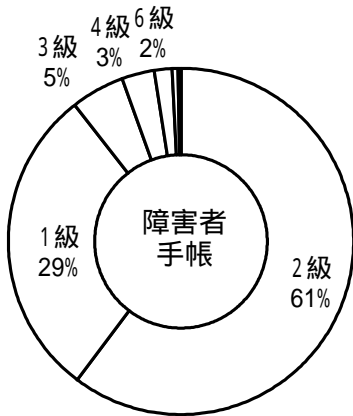
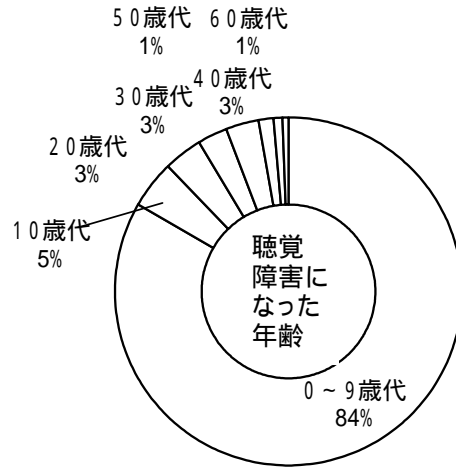
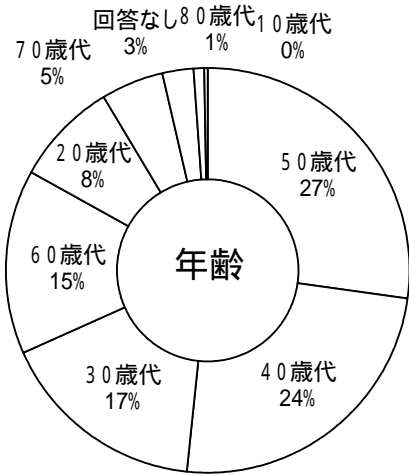
ふだんの生活での補聴器や人工内耳の使用については、「起きている時はほとんど使っている」556人（37.7%）、「状況やコンディションによって使う時と使わない時がある」328人（22.2%）と、多少でも使っている人が、あわせると6割になる。529人（35.9%）は、「使っていない、めったに使わない」人である。

日常会話する時の主なコミュニケーション方法は、「音声、口話、筆記、手話などの組み合わせ」が853人（57.8%）、次いで「手話」が551人（37.4%）、「音声・口話」とした人は、57人（3.9%）と少ない。主な言語が手話である場合も、会社や地域社会では手話だけでコミュニケーションをとることは困難なため、多くの人は「組み合わせ」によってコミュニケーションをはかっていると思われる。

全回答者の4分の3は、「約10m離れたクラクション音（注）は、補聴器や人工内耳を使っている時は聞こえる、聞こえることがある」と回答している。

回答者は全都道府県にわたっている。

注） 道路交通法施行規則 23条は、「10m離れて90デシベルのクラクション音が聞こえること（補聴器使用も含む）」を、運転免許の適性検査（聴力）の合格基準としている



3 - 2 集計表とコメント

「複数回答」表について：各項目の「%」は、各項目の数を回答者実数で割ったものです。「複数回答」表では各項目の「%」の合計が100%にならないため、「合計」欄に「%」を記載せず、合計欄の区切線を二重線にして区別しています。

表 1 問1.あなたの性別は？

男	女	回答なし	合計
936	537	2	1,475
63.5	36.4	0.1	100.0

コメント: 男性 936 人(63.5%)、女性 537 人(36.4%)で、男性の回答者の割合が多い。

表 2 問1.あなたの年齢は？

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	回答なし	合計
5	123	245	361	401	220	72	11	37	1,475
0.3	8.3	16.6	24.5	27.3	14.9	4.9	0.7	2.5	100.0

コメント: 年齢は、10代から80代まで幅広く、平均年齢は48.3歳。

表 3 問1.あなたの性別は？ × 問1.あなたの年齢は？

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	回答なし	合計
男	3 0.3	70 7.5	152 16.2	229 24.4	229 24.5	162 17.3	66 7.1	9 1.0	16 1.7	936 100.0
女	2 0.4	53 9.9	93 17.3	132 24.6	172 32.0	58 10.8	6 1.1	2 0.4	19 3.5	537 100.0
回答なし	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 100.0
合計	5 0.3	123 8.3	245 16.6	361 24.5	401 27.3	220 14.9	72 4.9	11 0.7	37 2.5	1,475 100.0

コメント: 女性の回答者は50歳代までが約8割で、60代から少なくなり、70代以上は非常に少ない。

表 4 問2.聴覚障害になったのは何歳のときですか？

0~9歳代	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	回答なし	合計
1,178	64	48	42	40	20	14	7	0	62	1,475
79.9	4.3	3.3	2.8	2.7	1.4	0.9	0.5	0.0	4.2	100.0

コメント: 本調査では、10歳未満で聴覚障害になった人が1178人(79.9%)と多勢を占めているが、20歳代以上で失聴した中途失聴者も少なくない。

表 5 問3. 身体障害者手帳をおもちですか？

1級	2級	3級	4級	5級	6級	持ったことがない	持っていたが、返した (障害の軽減・治癒による)	回答なし	合計
430 29.2	888 60.1	76 5.2	45 3.1	0 0.0	24 1.6	7 0.5	0 0.0	5 0.3	1,475 100.0

コメント: ほぼ全員が身体障害者手帳所持者で、かつ、等級1～2級の人が89.3%を占めている。

表 6 問4. ふだんの生活で(運転していない時に)、補聴器または人工内耳を使っていますか？

起きている時はほとんど使っている	使っていない、めったに使わない	状況やコンディションによって、使う時と使わない時がある	回答なし	合計
556 37.7	529 35.9	328 22.2	62 4.2	1,475 100.0

コメント: 補聴器や人工内耳の使用については、「起きている時はほとんど使っている」37.7%、「状況やコンディションによって使う時と使わない時がある」22.2%と、多少でも使っている人があわせて6割になる。35.9%は、「使っていない、めったに使わない」人である。

表 7 問5. 日常会話するときの、主なコミュニケーション方法は何ですか？

手話	音声、口話、筆記、手話などの組み合わせ	音声・口話	回答なし	合計
551 37.4	853 57.8	57 3.9	14 0.9	1,475 100.0

コメント: 主なコミュニケーション方法は、「音声、口話、筆記、手話などの組み合わせ」が57.8%、次いで「手話」が全体の37.4%、「音声・口話」とした人は、全体の3.9%と低い割合となっている。

表 8 問6. 約10m離れたクラクション音は、聞こえますか？

補聴器や人工内耳を使わなくても聞こえる	補聴器や人工内耳を使っている時は聞こえる、聞こえることがある	補聴器や人工内耳を使っても聞こえない	回答なし	合計
160 10.8	1,094 74.2	165 11.2	56 3.8	1,475 100.0

コメント: 全回答者の4分の3にあたる1094人が、「約10メートル離れたクラクション音は、補聴器や人工内耳を使っている時は聞こえる、聞こえることがある」と回答している。

表 9 問7. お住まいの都道府県の番号に をつけて下さい。

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
45	37	32	15	24	21	37	31	28	30
3.1	2.5	2.2	1.0	1.6	1.4	2.5	2.1	1.9	2.0
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県
33	43	34	33	27	31	29	29	30	7
2.2	2.9	2.3	2.2	1.8	2.1	2.0	2.0	2.0	0.5
岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
21	38	50	33	16	45	40	47	26	31
1.4	2.6	3.6	2.2	1.1	3.1	2.7	3.2	1.8	2.1
鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
30	29	25	40	32	33	37	30	34	36
2.0	2.0	1.7	2.7	2.2	2.2	2.5	2.0	2.3	2.4
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	回答なし	合計	
34	27	34	33	29	11	31	7	1,475	
2.3	1.8	2.3	2.2	2.0	0.7	2.1	0.5	100.0	

コメント: 回答者は全都道府県にわたっている。

表 10 問8. 所属している団体をお聞かせ下さい。 *複数回答

団体名	全日本ろうあ連盟(各都道府県の聴覚障害者協会)	全日本難聴者・中途失聴者団体連合会(加盟協会)	障害者欠格条項をなくす会	所属団体なし	1~3以外の団体に所属	回答なし	合計
回答数 / %	1,203 81.6	228 15.5	11 0.7	29 2.0	26 1.8	33 2.2	1,475
送付数 / %	1,551 75.2	474 23.0	38 1.8				2,063

コメント: 計 2063 通の送付(内訳は、 の送付数を参照)に対して、1475 通の回答があり、回収率は 71.5% と高い。

4 . 運転免許の取得について(全員 1475 人)

4 - 1 運転免許の取得について

運転免許所持者は 1339 人で、回答者全体の 90.8%と高い。所持したことがない人は 105 人(7.1%)で、過去に所持していた人は 16 人(1.1%)である。違反や事故を理由に免許を停止された人はいない。

免許を所持したことがない 105 人のうち、35 人が、今後、免許を取得したいと考えている。

現在までに免許を所持したことがあるか、または、免許にチャレンジしたことがある人は 1365 人で、そのうち運転適性相談窓口の存在を知っている人は 589 人(43.2%)、さらに窓口に行ったことがある人は 328 人で、全体(1365 人)の 24.0%である。

窓口に行った人(328 人)のうち、「きちんとコミュニケーションがとれて、スムーズに相談が進み、必要な支援や情報を得ることができた」人は、約半数(53.4%)の 175 人で、59 人(18.0%)は、窓口で不愉快な思いをしている。

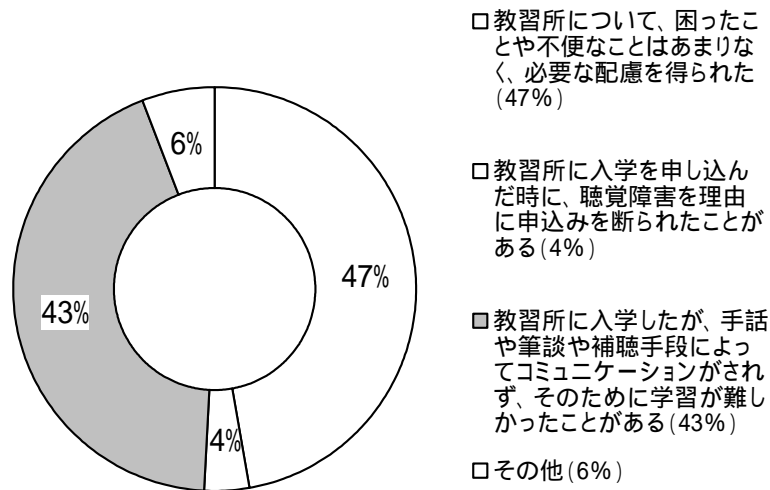
1365 人中 1218 人(89.2%)と、ほとんどの人が教習所に行っている。

教習所を選ぶ基準を見ると、回答者 1218 人のうち 641 人(52.7%)が「手話や必要や補聴手段が用意されているところか」「これまでに聴覚障害者を受け入れてきた実績があるか」で選んでおり、聴覚障害者同士、情報や経験を伝え合っていることがわかる。にもかかわらず、確認してから教習所を選んだ 641 人においても、そのうち 273 人(42.6%)が、「入学申込みを、聴覚障害を理由に断られたことがある」「入学後、手話や筆談や補聴手段によってコミュニケーションがされず、そのために学習が難しかったことがある」と回答している。

免許更新時講習の受講者 79 人のうち、31 人 (39.2%) は「情報保障がない」と回答し、「情報保障は部分的には用意されているが、不十分」と答えた 21 人 (26.6%) を足すと 65.8%になる。23 人 (29.1%) は「手話、筆談、補聴手段、要約筆記、ビデオの字幕などで、必要な情報保障が用意されている」と回答している。

免許教習や講習を受けるのに必要な情報保障がまだ十分に整備されていないと言える。

免許更新時の適性検査では、いったん不合格とされても再挑戦し、その後に合格している人が 77 人 (16.4%) いるが、諦めざるをえなかった人も 2 人いる。適性検査の存在は、聴覚障害者にとって、聴覚障害を理由に不利な扱いをされないか、不安要素となっている。



このグラフでは「回答なし」は除いています

4 - 2 集計表とコメント

表 11 問9. 現在、運転免許をおもちですか？

もっている	以前は運転免許をもっていたが、今はもっていない	これまで運転免許をもったことがない	回答なし	合計
1,339 90.8	16 1.1	105 7.1	15 1.0	1,475 100.0

コメント: 運転免許所持者は 1339 人で、回答者全体の 90.8%と高い。所持したことがない人は 105 人 (7.1%)で、過去に所持していた人は 16 人 (1.1%)である。

表 12 問 10 - 1 今、運転免許をおもちでない理由は何ですか？

聴力とは関係なく、自分から自動車運転をやめたから	聴力が主な理由で、自分から自動車運転をやめたから	聴覚障害が理由で免許更新を拒否されたから	事故や違反によって免許を停止されたから	その他	合計
6 37.4	5 31.3	3 18.8	0 0.0	2 12.5	16 100.0

問9で「2 (以前は運転免許をもっていたが、現在はもっていない)」と回答した人のみ集計

コメント: 「聴力とは関係なく、自分から自動車運転をやめた」人が6人いる。「聴覚障害が理由で更新を拒否された」と答えた人が3人いる。違反や事故によって免許を停止された人はいない。

16 人のうち、10 人が、免許をもたない理由を、「その他」および欄外に記述している。「適性検査で不合格になったため」が1人、聞こえないために免許更新を断念したと思われるものが1人いる。それ以外の人は、「高齢により返上」「目の病気があったから自動車をやめた」などのように、高齢や病気によって、あるいは「都内では自動車は不要」など生活環境の変化によって、自分から免許を返上したり、更新を断念している。

表 13 問 10 - 2 今後また運転免許を取得することをお考えですか？

はい	いいえ	どうするか決めていない	合計
2 12.5	13 81.2	1 6.3	16 100.0

問9で「2 (以前は運転免許をもっていたが、現在はもっていない)」と回答した人のみ集計

表 14 問 10 - 3 問 10 - 2で「1. はい」と回答された方にお聞きします。ご自分が、免許を持っていないことで、不便や必要を感じていることをお答えください。 *複数回答

自分の移動手段として必要	就職する時に必要	通学・通勤に必要	ふだんの仕事、営業に必要	家族の送迎に必要	買物に必要	レジャーに必要	その他	回答者数
1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2

表 15 問 11 - 1 今後、運転免許をもちたいという気持ちがありますか？

はい	いいえ	どちらともいえない	回答なし	合計
35	40	17	13	105
33.3	38.1	16.2	12.4	100.0

問 9 で「3（これまで運転免許をもったことがない）」と回答した人のみ集計

コメント：105人中、35人が、免許を取得したいと考えている。

表 16 問 11 - 2 運転免許をもつことを考えた時に、聴力やコミュニケーションとの関係で、何か、不安なことや、難しいと思うことがありますか？ *複数回答

とくにない	適性検査(聴力)や、適性相談をパスできるかどうか不安である	運転免許教習所(自動車学校)を修了できるかどうか心配である	運転免許は取得できたとしても、その後の運転について不安である	身近に運転している聴覚障害者がいないため、助言が受けられない	その他	回答なし	回答者数
30	21	21	13	6	3	25	105
28.6	20.0	20.0	12.4	5.7	2.9	23.8	

問 9 で「3（これまで運転免許をもったことがない）」と回答した人のみ集計

コメント：運転免許を取りたいと思ったときに、不安に思う要素として、適性検査や適性相談、教習履修などが挙げられている。

「その他」欄や欄外への記述が4件あり、「聞こえないことを理由に親の承諾がなかなか得られなかった」、「年令を省りみると不安がある」、「お金がないので」、「聴力検査があること」となっている。

表 17 問 11 - 3 こんな時に免許が必要、免許があれば便利、と思うことをあげて下さい。 *複数回答

自分が移動する時	就職する時	通学・通勤	ふだんの仕事、営業	家族を送迎する時	買物	レジャー	その他	回答なし	回答者数
41	5	15	12	20	29	24	10	30	105
39.0	4.8	14.3	11.4	19.0	27.6	22.9	9.5	28.6	

問 9 で「3（これまで運転免許をもったことがない）」と回答した人のみ集計

コメント：(表 13 と共通)「自分の移動手段として必要」という選択肢は、他の選択肢が運転の目的を挙げているのと性格が異なり、適切な設定ではなかったが、回答をそのまま掲載する。105人中レジャーを挙げている人は24人と少ない。買物、送迎など日常生活に不便を感じていることがうかがわれる。

「その他」および欄外の記述が23件あり、本人の通院または家族の通院などの送迎をあげた記述が6件、手話サークルなどの活動に車が必要という記述が6件、「山の中で交通の便が悪い。バスもない」、「田舎は不便なので」のように、公共交通機関がないために車を運転している記述が4件ある。

表 18 問 11 - 4 運転免許を取得しようとして、相談したり、教習所に行ったりしたことがありますか？

はい	いいえ	回答なし	合計
10	74	21	105
9.5	70.5	20.0	100.0

問 9 で「3（これまで運転免許をもったことがない）」と回答した人のみ集計

表 19 問 12 - 1 運転適性相談窓口があることを知っていますか？

知っている	知らない	回答なし	合計
589	702	74	1,365
43.2	51.4	5.4	100.0

問 9 で「1 (運転免許所持)」または「2 (過去に運転免許所持)」と回答し、問 1 1 - 4 で「1 (運転免許を取得しようとして、相談したり、教習所に行ったことがある)」と回答した人のみ集計

表 20 問 12 - 2 運転適性相談窓口に行ったことがありますか？

ある	ない	回答なし	合計
328	231	30	589
55.7	39.2	5.1	100.0

問 1 2 - 1 で「1 (運転適性相談窓口があることを知っている)」と回答した人のみ集計

表 21 問 12 - 3 運転適性相談窓口に行った方は、次のような経験がありますか？ *複数回答

きちんとコミュニケーションがとれて、スムーズに相談が進み、運転免許や運転について必要な支援や情報を得ることができた	適性相談窓口に行くにあたって不安だった	窓口で、聴覚障害を理由に、運転するのは危険とか無理といわれたことがある	窓口で話がよくわからないまま進んだことや、一方的に結論を言われたことがある	その他	回答なし	回答者数
175	89	13	46	26	25	328
53.4	27.1	4.0	14.0	7.9	7.6	

問 1 2 - 2 で「1 (運転適性相談窓口に行ったことがある)」と回答した人のみ集計

コメント: 窓口に行った人(328 人)のうち「スムーズに相談が進んだ」人は約半数(53.4%)の 175 人で、59 人(18.0%)は窓口で不愉快な思いをしている。

「その他」に 25 人が記述しており、「聞こえないことによる差別的な扱いを受けた」、「コミュニケーションに苦労した」「一般の人と同じように筆記試験会場で待っていたら、試験官が耳元の補聴器をみて、運転適性相談窓口へ移動され、そこで試験を受けた」などがある。学校の先生やまわりの友人など身近な知り合いのアドバイスによって、あるいは、手話通訳派遣を利用して、スムーズに相談が出来た事例もある。

表 22 問 13 - 1 運転免許教習所(自動車学校)に行ったことがありますか？

ある	ない	回答なし	合計
1,218	64	83	1,365
89.2	4.7	6.1	100.0

問 9 で「1 (運転免許所持)」または「2 (過去に運転免許所持)」と回答し、問 1 1 - 4 で「1 (運転免許を取得しようとして、相談したり、教習所に行ったことがある)」と回答した人のみ集計

表 23 問 13 - 2 運転免許教習所(自動車学校)は、どのような基準で選びましたか？ * 複数回答

手話や筆談や補聴手段が用意されているところだったから	これまでに聴覚障害者を受け入れてきた実績があるところだから	他の聴覚障害者と一緒に通うことができたから	申請の指定校だったから	通うのに便利な場所だったから	人にすすめられたから	その他	回答なし	回答者数
281 23.1	360 29.6	97 8.0	152 12.5	488 40.1	130 10.7	98 8.0	25 2.1	1,218

問 13 - 1 で「1 (運転免許教習所に行ったことがある)」と回答した人のみ集計

コメント: 聴覚障害者は、どこの学校が受け入れ実績がもつか、情報保障があるかなど、情報や経験を伝え合っている。「その他」には、98 人から記述が寄せられ、そのうち、「免許を取得した時には健聴だった」と記述している人が 25 人いる。免許取得時に聴覚障害がなかった人も回答することをはっきり想定していない設問だったために、特にコメントされたものだろう。教習所の選択基準について「その他」の中では、家族、親戚、知人を通じて、その教習所の教官などを紹介された、身近な人が教習所に勤務、といった、直接的な近いつながりがあってその教習所を選んだという人が 19 人いる。地域には他に教習所がないなど選択の余地がなかったという人が 3 人いる。

表 24 問 13 - 2 運転免許教習所(自動車学校)は、どのような基準で選びましたか？ (複数選択可) × 問 13 - 3 運転免許教習所(自動車学校)について、次のような経験がありますか？ (複数選択可)

	教習所について、困ったことや不便なことはあまりなく、必要な配慮を得られた	教習所に入学を申し込んだ時に、聴覚障害を理由に申込みを断られたことがある	教習所に入学したが、手話や筆談や補聴手段によってコミュニケーションがされず、そのために学習が難しかったことがある	その他	回答なし	回答者数
手話や筆談や補聴手段が用意されているところだったから	160 56.9	6 2.1	99 35.2	6 2.1	33 11.7	281 100.0
これまでに聴覚障害者を受け入れてきた実績があるところだから	175 48.6	19 5.3	149 41.4	25 6.9	27 7.5	360 100.0
他の聴覚障害者と一緒に通うことができたから	54 55.7	2 2.1	37 38.1	4 4.1	8 8.2	97 100.0
申請の指定校だったから	64 42.1	6 3.9	67 44.1	8 5.3	20 13.2	152 100.0
通うのに便利な場所だったから	204 41.8	21 4.3	219 44.9	27 5.5	49 10.0	488 100.0
人にすすめられたから	65 50.0	1 0.8	49 37.7	10 7.7	14 10.8	130 100.0
その他	32 32.7	5 5.1	27 27.6	17 17.3	28 28.6	98 100.0
回答なし	4 16.0	1 4.0	6 24.0	0 0.0	14 56.0	25 100.0
回答者数	533 43.8	41 3.4	490 40.2	65 5.3	156 12.8	1,218 100.0

コメント: 教習所を選ぶ基準を見ると、641 人(52.7%)が「手話や必要や補聴手段が用意されているところか」「これまでに聴覚障害者を受け入れてきた実績があるか」で選んでおり、聴覚障害者同士、情報や経験を伝え合っていることがわかる。にもかかわらず、確認してから教習所を選んだ 641 人中 273 人(42.6%)が「入学申込みを、聴覚障害を理由に断られたことがある」「入学後、手話や筆談や補聴手段によってコミュニケーションがされず、そのために学習が難しかったことがある」と回答している。

表 25 問 13 - 3 運転免許教習所(自動車学校)について、次のような経験がありますか？ *複数回答

教習所について、困ったことや不便なことはあまりなく、必要な配慮を得られた	教習所に入学を申し込んだ時に、聴覚障害を理由に申込みを断られたことがある	教習所に入学したが、手話や筆談や補聴手段によってコミュニケーションがされず、そのために学習が難しかったことがある	その他	回答なし	回答者数
533 43.8	41 3.4	490 40.2	65 5.3	156 12.8	1,218

問 13 - 1 で「1 (運転免許教習所に行ったことがある)」と回答した人のみ集計

コメント: 教習にあたり必要な配慮を得られたとの回答が 533 人(43.8%)と最も多く、次いで、手話や筆談などの必要な配慮が得られなかったとの回答が 490 人(40.2%)あり、情報保障の整備が課題である。

表 26 問 14 - 1 免許試験場での適性検査(聴力)を受けたことがありますか？

ある	ない	回答なし	合計
1,012 74.1	247 18.1	106 7.8	1,365 100.0

問 9 で「1 (運転免許所持)」または「2 (過去に運転免許所持)」と回答し、問 11 - 4 で「1 (運転免許を取得しようとして、相談したり、教習所に行ったことがある)」と回答した人のみ集計

表 27 問 14 - 2 免許試験場での適性検査(聴力)の結果はどうでしたか？

問題なく合格した	聞こえやコミュニケーションが理由で問題にされたが、結果として合格した。	聞こえやコミュニケーションが理由で不合格になった	回答なし	合計
825 81.5	162 16.0	10 1.0	15 1.5	1,012 100.0

問 14 - 1 で「1 (免許試験場での適性検査を受けたことがある)」と回答した人のみ集計

表 28 問 14 - 3 問 14 - 1 で「2.結果として合格した。」「3.聞こえやコミュニケーションが理由で不合格になった。」と

回答された方は、あてはまる回答を選択して下さい。 *複数回答

問題にされ、一度は不合格とされたが、もう一度受けた(受けようとしている)	不合格、免許交付拒否の決定に対して異議申し立てをした(しようとしている)	人や団体などに相談した	あきらめた	その他	回答なし	回答者数
77 44.8	7 4.1	12 7.0	1 0.6	29 16.9	52 30.2	172

表 29 問 15 - 1 免許更新をしたことがありますか？

ある	ない	回答なし	合計
1,255	48	62	1,365
92.0	3.5	4.5	100.0

問9で「1(運転免許所持)」または「2(過去に運転免許所持)」と回答し、問11-4で「1(運転免許を取得しようとして、相談したり、教習所に行ったことがある)」と回答した人のみ集計

コメント: 問15-1は、本来、問11-4とは関係なく、問9で「1(運転免許所持)」または「2(過去に運転免許所持)」と回答した人にたずねればよい質問だったが、アンケートの設問の配置の不備でこのようになっていいる。問9で「1(運転免許所持)」または「2(過去に運転免許所持)」と回答した人の合計が1355人であることから、誤差は、+10人である。

表 30 問 15 - 2 免許更新時の適性検査(聴力)を受けましたか？

受けた	受けなかつた	回答なし	合計
470	775	10	1,255
37.5	61.7	0.8	100.0

問15-1で「1(免許更新をしたことがある)」と回答した人のみ集計

表 31 問 15 - 3 免許更新時の適性検査(聴力)の結果は、どうでしたか？

問題なく合格した	聞こえやコミュニケーションが理由で問題にされたが、結果として合格した。	聞こえやコミュニケーションが理由で不合格になった。	回答なし	合計
371	77	2	20	470
78.9	16.4	0.4	4.3	100.0

問15-2で「1(免許更新時の聴力の適性検査を受けたことがある)」と回答した人のみ集計

表 32 問 15 - 4 問 15 - 3で「2. 結果として合格した」「3. 聞こえやコミュニケーションが理由で不合格になった」と回答された方は、あてはまる回答を選択して下さい。 * 複数回答

問題にされ、一度は不合格とされたが、もう一度、受けた(受けようとしている)	不合格、免許更新拒否の決定に対して異議申し立てをした(しようとしている)	人や団体などに相談した	あきらめた	その他	回答なし	回答者数
23	8	4	0	14	31	79
29.1	10.1	5.1	0.0	17.7	39.2	

コメント: (問15-2~15-4)適性検査を受けた470人の中では、いったん不合格とされても再挑戦し、その後合格している人も77人(16.4%)いるが、問15-3で「2. 結果として合格した」「3. 聞こえやコミュニケーションが理由で不合格になった」を選択しなかった人の中に、「あきらめた」人が2人いる。適性検査の存在は、聴覚障害者にとって、聴覚障害を理由に不利な扱いをされないか、不安要素となっている。

表 33 問 15 - 5 免許更新時に講習がありますが、必要な情報保障を、受けることができますか。

手話、筆談、補聴手段、要約筆記、ビデオの字幕などで、必要な情報保障が用意されている。	情報保障は、部分的には用意されているが、不十分である。	情報保障がない。	回答なし	合計
23	21	31	4	79
29.1	26.6	39.2	5.1	100.0

コメント: 免許更新時講習の受講者 79 人のうち、31 人(39.2%)は「情報保障がない」と回答し、「部分的には用意されているが、不十分」と答えた 21 人(26.6%)を足すと 65.8%になる。23 人(29.1%)は「手話、筆談、補聴手段、要約筆記、ビデオの字幕などで、必要な情報保障が用意されている」と回答している。免許教習や講習を受けるのに必要な情報保障がまだ十分に整備されていないと言える。

4 - 3 自由記述回答から

問13-3 運転免許教習所について（自由記述 208人）

さまざまな経験があるが、主な事例を分類すると以下ようになる。

入学まで

まず、入学までが大きな壁だったことを 25 人が述べている。8 人は拒否されたり、拒否されかけた経験があり、その学校で初めての受け入れだった人も複数いる。5 人は適性検査を受けてからでないと入学が認められなかった。4 人は、漢字や書き取りのテスト、文章読解のテストの上で入学を認められたことを記述している。

学科教習

必要な情報保障が全くなく、ほとんど口話だけという記述が 75 人ある。筆談等の対応があった 10 人においても、教官によって対応を受けることができたりできなかったりしたと書いている。このような状態のために、学科は、やむをえず本や参考書で独学独習したと述べている人が 41 人いる。

使用されているビデオについて、6 人が、字幕が付いてなくてわからなかったと述べている。

手話ができる教官がいた、自分が申請して手話通訳の派遣をうけたという記述が、あわせて 24 人ある。大半は前者で、教官による個人差が大きという問題があり、手話ができる教官が退職してしまったので困ったという記述もみられる。2 人が、学校（指定校）に手話通訳士が配置されていたと記述している。

実技教習

実技コースや路上での実習では、教官との個人的なコミュニケーションに依存することになる。教官が少しは手話ができたとする人と、手話通訳派遣を受けた人が、あわせて 18 人いるが、それ以外の多くの人には、口話や筆談に身振りをまじえながら実技教習を受けている。

口話や筆談のみの場合、ハンドルをとっている間はコミュニケーションできない方法なので、教習時間が延長してしまい、時間や料金が負担になった、卒業が遅れたなど記述している人が 8 人いる。簡単なサインや合図を教官との間で決めるなど工夫したことを、5 人が記述している。

8 人は、ずっと同じ教官が固定してついたので受けやすかったと述べているが、回答者の中では例外的で、教習ごとに指導教官が変わるために、自分の聴覚障害のことを毎回説明しなければならないなど、労力を費やしている。教官が 1 対 1 でついたが、それには特別な料金が必要だったと書いている人が 1 人いる。

実技で「無線教習」があった 6 人は、紙の指示書で運転したが無理があった、無線教習は免除を受けた、など、困惑した体験を述べている。

全体を通じて

運転免許教習所での情報保障の状況が、学科・実技とも満足のいくものだった人は、問 13-3 に記述している人の中ではわずかである。「手話通訳が目障りだから後にしてほしい」などの対応

や、聞こえない・聞こえにくいことにかかわるいやがらせの体験をもつ人も複数いる。

全体としては、学科教習や試験時に情報保障がなく、教科書や参考書で自学自習せざるをえず、ビデオは字幕がなく、実技教習は筆談などで進めた人が大部分であることがうかがえる。

(自由記述より)

<入学受け入れ、全般>

・30年以上前の事ですが、当時、全日ろう連が道交法88条改正にむけて鋭意取り組み、それに共鳴して、県でも同法の改正に就て県議会に請願したり、県警本部に陳情を繰り返した。その後補聴器の装用が認められる様になり、聴障者が多数自動車学校に通うようになったが、免許を取得できない聴障者が多かったために、聴障者を対象とした特別教室の設置が望まれ、自動車学校教官が手話を学んだり、手話教室に出席する者も出て来た。

・25年前は難聴者の受け入れ経験がなかったので、公安委員会の適性検査の結果入学許可された。

・自分が行った自動車学校は、難聴者を受け入れたのは、私が初めてだと言っていた。私も手話や要約筆記の通訳者を頼まなかった。

・聴覚障害に理解ある先生は手話を学ぶなり、筆談なりでコミュニケーションをとろうとしてくれたが、それ以外の先生は「補聴器があるから聞こえるだろう」と決めつけ、口話のみの授業だったので、ついていくのがむずかしかった。

・教習所に申込んだ当時は、聴覚障害者の受け入れが初めてで、しかも対応がわからず、私が筆談しながら話を進めた結果、相手の方も前向きに検討されてOKとなり、入校出来ました。講義は、口話の為、あまり読みとれず、自分なりに努力した。実技は、途中から同じ先生に乗ってもらい、個人的に教わる事ができた。

・聞こえで困ったことはなかったが、初めに「ちょっと耳が悪いので」と断っておいたら、教官がかわっても、全員に教習中、嘲笑され嫌がらせをされた。ずっと「つんぼ」呼ばわりを実習中に続ける教官が多かった。

・通訳、情報整備なし。しかし、教習官は決定し、最後までつきあっていただいた。ほとんど筆談、運転の時には必要な共通合図(サイン)を決めた。

・教習所に入学を申し込む時から、学科の勉強の時や、実技の時の先生の説明がわからないので、きちんと手話通訳者をつけて欲しいという事を所長さんをお願いし、許可を得て、実際に本免許試験まで、通訳者と一緒に行動しながら、通訳を受けた。

<学科>

・教科を学んでいる時に、指導官の話が全くわからなかった。全て教科の本を読んで覚えてきた。

・講義はほとんど見ているだけだった。ビデオが多用されていたが、字幕がなかった。

<実技>

・実技(運転)の場合は、指導官のほとんどが手話を知らない。コミュニケーション方法は筆談のみでした。運転している間は、指導官が何を云っているかとかかわることが、大変でした。

・実技の時は、リアルタイムに話ができず、終わった後にまとめて注意点を話してくるので、どんな時の注意点なのか、わかりにくかった。

・先生との車での実技のときはお互いにわかるサインでやった。

・実技で、手話や筆談を使わない先生がいて、筆談をたのみこんだ。そのときは時間がかかりすぎ、学習時間オーバーで追加して受講することが多かった。

・実技の時は手話の出来る人がついてくれた

問14-3 免許取得時の適性検査（自由記述 64人）

64人のうち、45人が、結果として合格した経過を記述している。合格した人は、何度か検査をやりなおしている人がほとんどで、いったん不合格とされて別の日に再挑戦した人も含む。このうち15人が、適性検査の方法や環境についてやや詳しく経験を記述している。その中では、補聴器に風の音や周囲の雑音、騒音が入ってしまうため、環境を変えてやりなおした人や、音を出す機械ではわからないが実際の車のクラクション音はわかったとしている人が、それぞれ、複数いる。

適性検査は、補聴器をつけた状態での受検が認められているが、2人が、補聴器を外した状態でも、受検を要求されている。

3人は、不合格のままに終わり免許を取得できていない経験について述べている。

3人が、自動車学校への入校にかかわって、適性検査について述べている。

なお、64人のうち7人は、免許更新時の適性検査について述べており、その内容は、後述の問15-4に含めて記載する。

（自由記述より）

< 結果として合格 >

- ・ その場で何度もくりかえした結果、合格した（類似多数）
- ・ 補聴器の使用でOKとなった（類似多数）
- ・ 試験官から「補聴器をはずして下さい。」と言われたことがあって、しばらく問答が続いた。正直、不快な気分になった。（類似2人）
- ・ 一度は音と手を上げるタイミングが合わないのでダメと言われた。音が耳鳴りと混ざってよく分からなかった。補聴器を再調整して来るようにと言われた。2回目はボリュームをMaxにして何とかパスした。（類似2人）
- ・ たまたま隣でバイクの教習があって大きな音のため聞きにくかった。次回、バイクの教習がない時、スムーズに合格した。
- ・ 補聴器を、クラクションの音が聞こえるように調整した結果、人の声はまったく聞こえなくなってしまったため、合格したのち元に戻した。
- ・ 自分はふだんの生活ではほとんど補聴器は役立たない。普通免許取得運動の結果、適性検査に補聴器の装用が認められたので、外国製の強力な補聴器を購入して検査に臨んだ。90ホーンを発する機械では全く聞こえなかったが、10m後からの自動車のクラクションはやっと聞こえて合格出来た。以来30年以上車を運転している。（類似2人）

< 検査の環境や試験官の対応について >

- ・ 補聴器を使用していたが、風が強く、周囲の大木の音と混ざり、判断に困った。もう一度補聴器を合わせて来るようにと言われた。
- ・ 補聴器を使用したが見前に自販器があり、モーターの音がうるさくて、警笛の音がききとれなかった。その場で「自販器の音で聞こえない」と抗議して、実車での試験で合格した。

< 適性検査で不合格のまま >

- ・原付バイクを認めてもらい、自動車の運転は認めてもらえなかった。
- ・もう一回自動車学校に行きたい。皆と一しょになりたい、がんばり自動車にのりたい。
- ・3回適性検査で不合格、補聴器を使っても聞こえなかった。法的なことやむをえないと言われ、あきらめた。

< 自動車学校への入校と関連して >

- ・自動車学校の適性検査は不合格だったが、警察の免許試験場で再検査を受けて合格、その結果を自動車学校に提示、合格、入学を許可された。(類似3人)

問 15-4 免許更新時の適性検査 (自由記述 38人)**+ 問 14-3 で、更新時適性検査について自由記述した7人 (あわせて45人)**

45人のうち、結果として合格した人が36人、このうち、検査方法や担当者とのコミュニケーション方法とくに言及している人が7人いる。1人は、結果として不合格のまま免許更新ができていない。

更新時に補聴器の条件がつく結果になった人も複数いる。補聴器に関して12人が書いている。補聴器をふだんの生活で必要としていない人が、免許更新のために補聴器の使用を迫られることになり、補聴器を新しく購入した、故障していたので修理して改めて受けなおした、などの記述がある。

回答者のうち3人が、検査基準とされている警音器の音ではなく「人の音声による言葉や質問」「人が手を叩く音」がわかるかどうかテストされた体験をもつ。そのうち2人は、本人が諦めていれば、免許更新できなかった可能性が高い。

このほかにも、担当者に筆談を求めて拒否された人が2名いるなど、音声によるコミュニケーションができるかどうかは実際には重視された体験例が複数ある。

(自由記述より)

< 結果として合格 >

- ・補聴器の装着で合格した。(類似多数)
- ・聞こえなくなって初の適性検査を受けた。手話は少し理解できる程度だが、団体に相談、通訳、要訳、筆記者を派遣していただき、ようやく合格できた。
- ・免許取得して、数年後の更新の時、突然検査を受けるよう言われ、受けたが、補聴器なしでは聞こえなかったので条件付となった。当時は、室内で音を出す検査機械だった。
- ・補聴器を使用していること、聴覚障害者であると話した時、「身体障害者手帳をおもちですか？」と言われた。その手帳を見て、「補聴器をつけていれば聞こえますか？」と言われて、私は「聞こえます」と答えたら聴力検査をせずに合格になった。

- ・いつから聞こえなくなったのかとうるさく聞かれた。
- ・運転免許を取得して31年位になり、6～7回位更新手続きをした。3回連続してゴールド免許を受けている。ほとんどは視力検査だけで、聴力については検査がなく更新できたが、数年前に聴力検査をされると言われ、雨の中、警察の裏庭に向こうむきで立たされ、警音器による検査を受けた。雨の音や周囲の車の音で警音器が聞えず、不合格だから県免許試験場で正式の検査をうけるように言われたが、「ここでもう一度やってほしい」と言い、再び同じ場所で検査を受け、合格した。
- ・隣市では検査がないのになぜ当市ではするのかときいたところ、すぐに電話で隣市のセンターに確認。「確かに、検査はしてないようですので、今回は必要ありません。ちなみに、補聴器付けたら聞こえますか？」と言われたので、「はい」と答え、検査はパスできた。検査の側で、別の警官が手を鳴らし、鳴らした数をきかれた。
- ・職員が、私の後ろにいて、言葉を出したのを、答えを求められた。「わからない」と答えため、免許更新の申請が認められないところだった。なんとか認められた。
- ・耳鳴りがひどかったので家族が付き添ってきた。それを見て、地元警察の担当者が「後ろ向きで、自分の質問に答えられるか、検査する」と言った。「自分の質問にちゃんと答えられなかったら、聞こえていないから、事故を起こすから」と、外来者で一杯の中で言われた。拒否して帰宅。所属協会の会長に相談、一緒に県の試験場に更新手続きに付き添って下さった。
- ・警察署での免許更新時に、講習ビデオをみているように言われた。字幕もついていないため、必死に画面を見つめて内容を理解しようとしていたので、横手のカウンターから名前を呼ばれているのに気づけなかった。「こんなに聞こえていないのなら聴力検査をする」といわれ、吹雪の中で、パトカーのクラクションを鳴らす検査があった。何度かくりかえして合格となった。また、別の警察署で更新受付時に職員からききとりを受けた時には、「きこえないので説明を書いて下さい」と言った。その職員が筆談して下さったのを見て、横から別の職員が「補聴器つけてきこえると免許証に書いてあるのだから、そんなことする必要ない」と怒って、筆談をやめさせた事がある。これはあまりにも人権侵害です。
- ・担当者とのコミュニケーションは、筆談しようとしたが口話で話され、わからなく、筆談してほしいと依頼したが断られた。あきらめて更新をしないで、次回通訳者を同行したら、担当者が替わっていて更新した。

< 適性検査で不合格のまま >

- ・クラクションが聞こえない為に更新保留になりました。私は難病から歩行へも支障が出ました。不安定な歩行で、道の端っこを怖い思いをしながら歩くよりも、道路のまん中を安定した四輪にのって移動した方が、ずっと楽で安全なのですが。

5 . 運転免許と運転について(聴覚障害がある状態での運転経験をもつ人 1355 人)

5 - 1 運転免許と運転について

現在及び過去の免許所持者 1355 人のうち、1225 人(90.4%)が普通免許で、原付と自動 2 輪は 316 人(23.3%)である。二種免許を持っている人も 78 人いる。1355 人中、8 割の人は、運転免許証の「免許の条件等」の欄に「補聴器」記載がある。

買物、送迎、通学・通勤などの目的で 7 割の人(979 人 72.4%)が毎日運転している。「週 3 日程度」を加えると 86.0%になり、日常的に運転している人が殆どである。

「免許を取得してからの運転歴」および「聴覚障害がある状態での運転歴」ともに、「20 年以上 30 年未満」がトップで、全体でも「10 年以上」が 9 割を占めている。毎日運転者が多いことと考え合わせると、アンケート回答者はかなりの運転経験を持っていると言える。また、回答者のうち約 200 人は、聴覚障害がない時に免許を取得した人とみられる(表 44 のコメントを参照)。

運転時の補聴器使用については、「だいたいいつも使用」「ほとんど使用しない」「使ったり、使わなかったり、半々くらい」がほぼ 3 分の 1 ずつである。運転免許証の「免許の条件等」の欄に「補聴器」記載がある人(1047 人)のみでも、上記とほとんど同じで、3 分の 1 ずつとなっている。むしろ、運転免許証の「免許の条件等」の欄に「補聴器」記載がない人において、補聴器を「だいたいいつも使用」する人が 46.6%と高い。運転者が、どんな時に補聴器を使用し、または使用しないのか、判断しながら運転していることがうかがわれる。実際に運転している聴覚障害者と、免許を与えている行政機関との、認識の違いは大きい。

補聴器を使用しない理由としては「音がなくても問題なく運転できている」が、398 人中 243 人(61.1%)と最も多いが、「音がないほうが運転に集中できる」(178 人)や「騒音で疲れる」(145 人)も、相当数あげられており、「運転にとってマイナスの

要因」を排除しようとして使用しないことがわかる。補聴器は安全運転にとってプラスの影響ばかりでなく、マイナスの影響もあることが示されている。

運転中に聴覚障害との関係で特に注意していることについては、「周囲をよく見る」がトップ（70.3%）、次いで「ミラーを何度も確認する」（62.0%）など、聴覚障害を意識して視認する傾向を示している。「ドライバーの義務として、安全第一で運転」も、46.7%の人が挙げている。

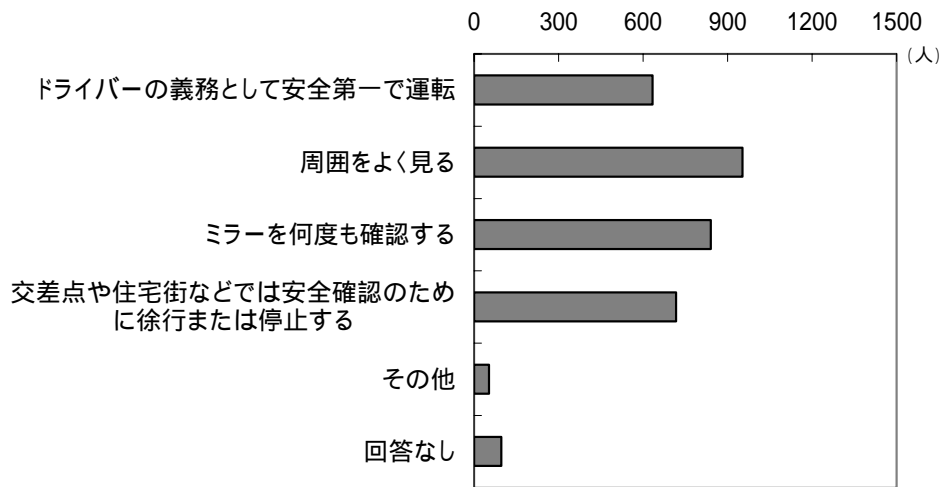
事故について、程度や警察や保険会社の介入があったかどうか等の条件を一切つけずに質問したところ、61.3%が「経験あり」と答えている。574人（69.1%）が事故の緊急通報に携帯電話のメールを使っている。「もし聞こえていたら、その事故を避けることができたと思いますか？」との設問に、7割の人が「思わない」と答えている。

問 25 - 4 の自由記述は、事故の様子を述べているものが多いが、聞こえないことによる事故特性は見られない。事故発生後、警察官や事故の相手とコミュニケーションがとれず、言いたいことが伝わらなかったり、不当な扱いを受けたと感じている人が多い。こうした点で聴覚障害者は不利な立場に置かれていると言える。

緊急車両の接近については、8割以上の人が「ほかの車の動きを見て」と答えている。緊急車両が近づいた時に目で見てわかる機器が製品化されつつある。これについては、「ぜひ使いたい」と「使いたい時があると思う」を合わせると76.4%になる。緊急車両が近づいた時に目で見てわかる機器が普及すれば、聞こえる、聞こえないに関係なく、安全運転に貢献するであろう。

運転の実感については「音が聞こえるかどうかに関係なく、安全に運転できる」が70.3%を占めている。危険を感じる経験が頻繁にあればこのような答えにはならないわけで、聴覚障害があってもそれが不安材料になっていないことがうかがわれる。

【運転中に特に注意していることは】



5 - 2 集計表とコメント

表 34 問 16. 現在お持ちの免許および、以前に持ったことがある免許の種類は、何ですか？ *複数回答

一種/普通	一種/大型	一種/原付のみ	一種/自動二輪	一種/その他	二種/普通	二種/大型	二種/その他	その他/国際免許	回答なし	回答者数
1,225	49	104	212	19	72	3	3	14	47	1,355
90.4	3.6	7.7	15.6	1.4	5.3	0.2	0.2	1.0	3.5	

問 9 で「1 (運転免許所持)」または「2 (過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: 回答者の 90.4% が、一種普通免許を所持している。二種免許を持っている人が 78 人いることも注目される。

免許の種類「その他」の欄は一種で 24 人、二種で 3 人が記入している。全体では、大型自動二輪 6 件、小型特殊 1 件、特殊 1 件、大型けんぴき 1 件、大型特殊 1 件、工事用車輛(ショベルカー) 1 件。また、二種について「聴覚障害者になったために取消があった」との記述が 1 人ある。

表 35 問 17. 免許証の「免許の条件等」欄に「補聴器」がありますか？(ありましたか？)

ある(あった)	ない(なかった)	回答なし	合計
1,047	223	85	1,355
77.2	16.5	6.3	100.0

問 9 で「1 (運転免許所持)」または「2 (過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: 「補聴器」の記載がある人が、8 割近くを占めている。

表 36 問 18. どんな時に、運転免許が必要で便利と思いますか(思っていましたか)？ *複数回答

自分が移動する時	就職する時	通学・通勤	ふだんの仕事、営業	家族を送迎する時	買物	レジャー	その他	回答なし	回答者数
924	374	684	366	774	919	738	133	43	1,355
68.2	27.6	50.5	27.0	57.1	67.8	54.5	9.8	3.2	

問 9 で「1 (運転免許所持)」または「2 (過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: 全回答を合計すると 4955 で回答者数の 3.6 倍となり、多くの人が複数の回答を選択している。問 19 の運転回数の回答と合わせて考えても、車が毎日の生活にとって欠かせない足となっているといえよう。「自分が移動するとき」という選択肢は、公共交通機関の不備など、他に移動手段がない状況を示せるのではないかと考えて質問に入れたが、移動手段の選択と運転目的とを混在させた質問となったため、わかりにくくなった。「自分が移動するとき」を除外すると、運転目的で最も多いのは買物、次いで送迎、レジャー、となっている。免許所持者の半数が通学・通勤に車を使っている。

「その他」に 116 人が記述している。選択肢にあてはまらない記述では「サークルや団体の活動」44 件、「公共交通が不便な地域に住んでいる」8 件、「免許証が身分証明になる」8 件、緊急時や急病時などに車があればすぐに自分で動ける」4 件、「肢体障害のため車が必要」1 件、「自転車より車に乗るほうが身を守れる(自転車は後方からはねられる危険あり)」1 件。選択肢とも重なる記述では、「介護、通院・保育などの送迎」が 32 件で最多である。

表 37 問 19. 運転回数はどのくらいですか？自家用車と営業用車に分けてお答えください。(自家用車)

毎日	週3日程度	週1日程度	月1日程度	年数回	なし	回答なし	合計
979	186	75	18	26	21	50	1,355
72.4	13.7	5.5	1.3	1.9	1.5	3.7	100.0

問9で「1(運転免許所持)」または「2(過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: 「毎日運転」が70%を超え、「週3日」を加えると86.1%になる。

表 38 問 19. 運転回数はどのくらいですか？自家用車と営業用車に分けてお答えください。(営業用車)

毎日	週3日程度	週1日程度	月1日程度	年数回	なし	回答なし	合計
74	28	26	14	29	176	1,008	1,355
5.5	2.1	1.9	1.0	2.1	13.0	74.4	100.0

問9で「1(運転免許所持)」または「2(過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: 営業用では「回答なし」が74%で営業用に使っている人は少ない。

表 39 問 20-1 運転免許を取得したのは何歳の時ですか？

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	回答なし	合計
399	546	214	92	19	1	0	0	84	1,355
29.4	40.3	15.8	6.8	1.4	0.1	0.0	0.0	6.2	100.0

問9で「1(運転免許所持)」または「2(過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: 20歳代が4割、10歳代が約3割である。

表 40 問 20-2 今、運転免許をおもちでない方は、失効した年令を【 】内に記入して下さい。

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	回答なし	合計
0	0	3	4	3	0	3	1	2	16
0.0	0.0	18.8	24.8	18.8	0.0	18.8	6.3	12.5	100.0

問9で「2(過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

表 41 問 21-1 障害のある状態で運転を始めた年令:(現在運転していない方も、運転免許を失効された方もご記入下さい)

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	回答なし	合計
312	457	161	69	21	3	3	0	329	1,355
23.0	33.8	11.9	5.1	1.5	0.2	0.2	0.0	24.3	100.0

問9で「1(運転免許所持)」または「2(過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: 若い頃から障害を持って運転している人が多い。

表 42 問 21-2 運転をやめた年令:(いつまで運転していましたか？現在運転している方は記入不要です)

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	回答なし	合計
0	0	1	4	3	0	2	2	4	16
0.0	0.0	6.3	24.9	18.8	0.0	12.5	12.5	25.0	100.0

問9で「2(過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

表 43 運転歴年数

10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 60年未満	60年以上 70年未満	70年以上 80年未満	年数不明	合計
132	359	501	208	35	7	1	0	112	1,355
9.7	26.5	36.9	15.4	2.6	0.5	0.1	0.0	8.3	100.0

問9で「1（運転免許所持）」または「2（過去に運転免許所持）」と回答した人のみ集計

コメント：「20年以上30年未満」がトップで「10年以上20年未満」を合わせると63%になる。毎日運転者が多いことを考え合わせると10年以上の経験があればベテランドライバーといえよう。

表 44 「聴覚障害がある状態」での運転歴年数

1年未満	1年以上2 年未満	2年以上3 年未満	3年以上5 年未満	5年以上10 年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 60年未満
4	12	6	26	81	330	374	140	26	4
0.3	0.9	0.4	1.9	6.0	24.4	27.6	10.3	1.9	0.3

60年以上 70年未満	70年以上 80年未満	年数不明	合計
1	0	351	1,355
0.1	0.0	25.9	100.0

問9で「1（運転免許所持）」または「2（過去に運転免許所持）」と回答した人のみ集計

コメント：（表 43～44）免許を取得してからの運転歴および「聴覚障害がある状態での運転歴」について、ともに、「10年以上」が9割を占めている。表 43 と表 44 を比較すると20年未満までは近い数字であるが、20～29年で127人、30～39年で68人の差があり、聴覚障害がない状態で運転した経験を持つ人がいることがうかがわれる。

表 45 問22. 運転中に補聴器や人工内耳などを使っていますか？（使っていましたか？）

ほとんど使 わないで (または、ス イッチを切 って)運転	使ったり、 使わなかつ たり、半々く らいで運転	だいたい いつも使っ て(または、 スイッチを入 れて)運転	回答なし	合計
398	365	476	116	1,355
29.4	26.9	35.1	8.6	100.0

問9で「1（運転免許所持）」または「2（過去に運転免許所持）」と回答した人のみ集計

コメント： 「だいたいいつも」が35.1%「ほとんど使わない」が29.4%「半々くらい」が26.9%とほぼ3分の1づつになった。どのような時に補聴器を使用し、どのような時に使用しないか、判断しながら運転していることがうかがえる。

表 46 問 17. 免許証の「免許の条件等」欄に「補聴器」がありますか？(ありましたか?) ×問 22. 運転中に補聴器や人工内耳などを使っていますか？(使っていましたか?)

	ほとんど使わないで (または、スイッチを切って)運転	使ったり、使わなかったり、半々くらいで運転	だいたいいつも使って (または、スイッチを入れて)運転	回答なし	合計
ある (あった)	330 31.5	299 28.6	361 34.5	57 5.4	1,047 100.0
ない (なかった)	62 27.8	37 16.6	104 46.6	20 9.0	223 100.0
回答なし	6 7.1	29 34.1	11 12.9	39 45.9	85 100.0
合計	398 29.4	365 26.9	476 35.1	116 8.6	1,355 100.0

コメント: 運転免許証の「免許の条件等」の欄に「補聴器」記載がある人(1047人)のみでも、表 45 とほとんど同じで、3 分の 1 ずつとなっている。むしろ、運転免許証の「免許の条件等」の欄に「補聴器」記載がない人において、補聴器を「だいたいいつも使用」する人が 46.6%と高い。どのような時に補聴器を使用し、どのような時に使用しないか、判断しながら運転していることがうかがえる。

表 47 22-1. ほとんど使わないで(または、スイッチを切って)運転の理由について *複数回答

音がないほうが運転に集中できるから	騒音で、頭痛や耳鳴りがしたりして疲れるから	音がなくても問題なく運転できているから	その他	回答なし	回答者数
178 44.7	145 36.4	243 61.1	33 8.3	2 0.5	398

問 2 2 で「1 (ほとんど使わないで、または、スイッチを切って運転)」と回答した人のみ集計

コメント: 普段、情報収集を音に依存していない人が音を聞こうとすると、運転への集中がダウンすることを、44.7%の人が感じている。「その他」および欄外に 37 人が記述、運転中に補聴器をほとんど使わない理由がわかる記述は 31 人である。「実際に補聴器を使っても役に立たない、必要を感じない、めんどろ、雑音が邪魔」11 人、「聴力の関係で、補聴器を使っても聞こえない、自分にあう補聴器がない」5 人、「補聴器を使わなくても聞こえる」5 人、「目で確認できるから」5 人「ふだん付けない習慣だから忘れる」1 人である。

表 48 22-2. 使ったり、使わなかったり、半々くらいで運転の理由について *複数回答

自分のコンディションで決めているから	運転場面によって決めているから	同乗者と話すために必要だから	その他	回答なし	回答者数
193 52.9	161 44.1	45 12.3	16 4.4	33 9.0	365

問 2 2 で「2 (使ったり、使わなかったり、半々くらいで運転)」と回答した人のみ集計

コメント: いつどのような時に使用するか、または使用しないかを、判断しつつ運転している。

「その他」に 15 人の記述がある。使わない時について「頭痛がする時」「汗をかく時(補聴器が故障する)」「忙しい時」「大きな音が入る時(頭がボーとする)」などの記載がある。

表 49 22-3. だいたいいつも使って(または、スイッチを入れて)運転の理由について * 複数回答

自分にとって音情報が必要だから	音が入らないと不安に思うことがあるから	同乗者と話すために必要だから	免許証の「免許の条件等」欄に「補聴器」と書かれているから	その他	回答なし	回答者数
296 62.2	252 52.9	103 21.6	211 44.3	34 7.1	1 0.2	476

問 2 2 で「3 (だいたいいつも使って、または、スイッチを入れて運転)」と回答した人のみ集計

コメント: 免許証の「免許の条件等」欄に「補聴器」がある人は1047人、「運転中補聴器をだいたいいつも使っている」人は476人(表 45)。表 46 で見ると、そのうち「音情報が必要だ」と思っている人は296人で、全回答者1355人の21.8%である。聴覚障害がある状態での運転経験がある人の中で音情報の必要性を指摘した人は2割にとどまる。

「その他」および欄外に38人が記述しており、「一日中つける習慣だから」が16人で最多。「緊急車両のサイレンや踏切の警報音を聞くため」が7人、「音楽を聞く」が2人、「車の異常音を聞くため」が1人いる。

表 50 問 23. 自分自身が、聴覚障害との関係で、聞こえる人以上に、運転中に特に注意していることはありますか(ありましたか)? * 複数回答

ドライバーの義務として、安全第一で運転。「聴覚障害があるから、聞こえる人以上に特に注意が必要」とは思わない。	周囲をよく見る	ミラーを何度も確認する	交差点や住宅街などでは安全確認のために徐行または停止する	その他	回答なし	回答者数
633 46.7	953 70.3	840 62.0	717 52.9	53 3.9	97 7.2	1,355

問 9 で「1 (運転免許所持)」または「2 (過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: 「周囲をよく見る」がトップ。次いで「ミラーの確認」となっている。聴覚障害を意識して視覚で補おうとする傾向を示している。

「その他」および欄外に54人が記述。「道路交通法規を守る」20人、「緊急車両や踏切に特に注意している」15人、「聞こえる人より(または、聞こえていた時より)注意して運転している」6人、「車外の音に気づくことができるよう窓をあけて運転している」3人、「視界のよい車を選ぶ」「音楽をかけないようにしている」「走行中におしゃべりしないようにしている」各1人がある。

表 51 問 24 - 1 問 24 - 2 に挙げる機器や設備、サービスを利用したことがありますか?

ある	ない	回答なし	合計
343 25.3	698 51.5	314 23.2	1,355 100.0

問 9 で「1 (運転免許所持)」または「2 (過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: 機器やサービスを利用している人は25.3%と少ない。

表 52 問 24 - 2 問 24 - 1で「1. ある」と回答された方は、利用したことがあるものをお答え下さい。 * 複数回答

車載カメラ	車内磁気ループ	消防車出動通知サービス	緊急車両サイレン音感知器	見えるラジオ(災害情報など)	ドライブレコーダー	カーナビ	その他	回答なし	回答者数
59 17.2	4 1.2	9 2.6	16 4.7	24 7.0	8 2.3	308 89.8	7 2.0	7 2.0	343

コメント: 利用機器の9割はカーナビである。

「その他」に7人が記述、「カーテレビ」「ETC」「アイドラネットロードサービス」など。

表 53 問 24 - 3 ミラーを特別なものに交換したことがある方は、あてはまるものをお答え下さい。 * 複数回答

特別な見やすいパノラマミラーや大型の車内ミラーを取り付けた	車外ミラーを、特別な見やすいミラーに交換した	その他	回答なし	回答者数
407 30.0	94 6.9	38 2.8	831 61.3	1,355

問9で「1(運転免許所持)」または「2(過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: ミラーを取付、交換した人は36.9%である。

この設問は、ミラーを特別なものに交換したことがある人に対するもので、「回答なし」が831人(61.3%)。「その他」を38人(2.8%)が選択回答しているが、記述したのは27人で、「雨の時にガラスに雨つぶが付かないフィルムをミラーと前席ガラスにはった」「車内が見やすいパノラマミラーを使用」「大きいミラーを使用」「元のミラーの上に大きいミラーをつけている」が各1人。「交換せず、標準のミラーを使用」が19人である。

表 54 問 25 - 1 事故の経験はありますか？

ある	ない	回答なし	合計
831 61.3	421 31.1	103 7.6	1,355 100.0

問9で「1(運転免許所持)」または「2(過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: この設問は、程度や警察・保険会社の介入の有無等の条件をつけずに聞いたものである。

表 55 問 25 - 2 もし聞こえていたら、その事故を避けることができましたか？

思う	思わない	わからない	回答なし	合計
77 9.3	603 72.6	135 16.2	16 1.9	831

問25-1で「1(事故の経験がある)」と回答した人のみ集計

コメント: 「思わない」が603人(72.6%)と、聴覚障害と事故との関連を否定する人が7割以上を占めている。

表 56 問 25 - 3 緊急通報が必要な時に、どのような方法で連絡をしますか。 * 複数回答

携帯電話(電子メール・メール 110 番・メール 119 番)	携帯電話(音声)	緊急時通報サービス(ロードサービスや、自動車保険のレスキューサービスなど)	非常電話、非常FAX	その他	回答なし	回答者数
574 69.1	53 6.4	109 13.1	63 7.6	114 13.7	83 10.0	831

問 25 - 1 で「1 (事故の経験がある)」と回答した人のみ集計

コメント: 緊急通報に携帯電話のメールを使うという人が 574 人(69.1%)を占めている。

「その他」を 114 人が選択回答、記述したのは 108 人、そのうち「わからない」が 7 人、「音声電話しか使えない場合にどうやって緊急の連絡をするか」について述べている人が計 80 人いる。「聞こえる通行人や近くにいあわせた人に依頼」56 人、「事故の相手方に依頼する」13 人「家族に依頼」8 人、このほか、連絡先として、会社、地域の聴覚障害者センター、手話通訳者をあげる人が各 1 人ある。「その他」に書かれた通信手段は、「テレビ携帯電話」1 人、「公衆電話」2 人である。

表 57 問 26. 緊急車両(救急車・消防車・パトカーなど)が近づいてきて、その車体がまだ見えていない時は、どんなことで接近がわかりますか? * 複数回答

ほかの車の動きをミラーなどで見て、たとえば道をあけるのを見てわかる	ライトの光でわかる	サイレン音でわかる	同乗者に教えてもらう	その他	回答なし	回答者数
1,130 83.4	600 44.3	388 28.6	313 23.1	30 2.2	63 4.6	1,355

問 9 で「1 (運転免許所持)」または「2 (過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: 緊急車両の接近は「他の車の動きを見て」が 8 割以上を占めている。

「その他」および欄外に 35 人が記述している。「死角は気になる」「走行道路が同じ時は目で見て分かる」「前の車が停まれば分かる」など。対策として「先頭車両にならないように気をつけている」と記述している人がいる。「パトカー、消防車の場合、ライト点滅だけつけてサイレン音は鳴らさずに走行している時があり、区別が出来ずドキッとさせられてしまうので、やめてほしい」という要望が 1 人ある。

表 58 問 27. 緊急車両が近づいた時に目でみてわかる機器が製品化されており、まもなく発売になりそうです。

ぜひ使いたい	使いたい時があると思う	今のところ必要を感じない	回答なし	合計
749 55.2	287 21.2	215 15.9	104 7.7	1,355 100.0

問 9 で「1 (運転免許所持)」または「2 (過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: 緊急車両の接近を知らせる機器の使用については「ぜひ使いたい」が 55.2%、「使いたい時があると思う」が 21.2%で両方合わせると 76.4%になる。聴覚障害者は機器を歓迎している。

表 59 問 28 - 1 あなたご自身の実感はいかがですか？ *複数回答

音が聞こえるかどうかに関係なく、安全に運転できると実感している	注意して運転しているので、安全性に問題ないと実感している	聴力との関係で、緊張と不安をもつことがよくある	聴力との関係で、運転に危険を感じているので、今は自分では運転していない	その他	回答なし	回答者数
952 70.3	746 55.1	188 13.9	15 1.1	41 3.0	87 6.4	1,355

問 9 で「1 (運転免許所持)」または「2 (過去に運転免許所持)」と回答した人のみ集計

コメント: 最も多いのが「音が聞こえるかどうかに関係なく、安全に運転できる」で 70.3%、これに次いで「注意して運転しているので、安全性に問題ない」が 55.1%である。

「その他」および欄外に 42 人が記述。実感については「聴力との関係で過度に緊張しすぎるの方が、全体的なゆとりがなくなり実際の運転に対して不安」が 1 人。大都市以外の地域の状況について「公共交通もわずかで車がなくては生活できない」が 2 人、これに関して 1 人が「音ではなく生活上の実感としてとらえていただきたい」と要望を述べている。運転の際に気をつけていることとして「コンディションがよくない時は運転しない」「自分が安全運転していても事故を防げないことはある」が各 2 人、「夜間は特に注意して運転している」「何かあった時の連絡などが不安」「事故にあった時に困るのであまり運転しない」「聞こえない人は特別な教育が必要」が各 1 人ある。

5 - 3 自由記述回答から

問 25 - 4 事故の経験について記述したいこと（自由記述 226 人）

この欄に「事故」に関して何らかの書き込みがあるのは 149 人。そのうち重大事故を思わせる記述は、追突されて本人が 3 ヶ月以上入院したというものがある。事故の模様について書き込みがあるのは 115 人である。

記述から大まかに事故の形態を推定をしてみると、追突が 43 件、単独事故が 20 件、出合頭衝突が 17 件、となり、一般の事故形態との大きな相違は見られなかった。聞こえなかったことを原因としている記述には「聴覚が低下していることを自覚せずに、音楽をかけながら運転し、対向車のクラクションに気づかずカーブで対向車とわずかに衝突」というものがある。

一方で、聴覚障害者は事故発生後、警察官や事故の相手とのコミュニケーションにおいて、非常な苦勞をしていることが、記述からうかがわれる。言いたいことが伝わらなかつたり、関係者の差別的な態度に怒りを覚えているケースが非常に多い。かなりの人が聴覚障害ゆえに事故処理において不利になったと感じている。そのためか、事故の書き込みの 60% が相手を責める記述である。

問 28 - 2 運転しているの実感 補足や今後にむけた意見（自由記述 217 人）

1475 人の全回答者のうち 215 人（「特になし」は除く）が記述欄に記入している。
要旨としては、次のものに大別できる。（順不同）

- (a) 運転に音情報、聴力は必ずしも必要ない。
- (b) 健聴者の方が事故が多い。不注意な運転(携帯電話や同乗者と話したり)をしている。
- (c) 健聴者も音楽などかけていると車外の音が聞こえていないことは聴覚障害者と同じ。
- (d) 聞こえない分、気をつけて運転している、ハンドル操作等に集中できる。
- (e) 聴覚障害があるから危険という考えはおかしい。
- (f) 緊急車両の接近や踏切の警報を視覚でわかるようにする様々なアイディアを
- (g) 耳マーク(聴覚障害者マーク)などの表示がほしい。
- (h) 自分は何年間も無事故無違反、ゴールド免許である。
- (i) 聞こえない人用の車を作って欲しい(肢体不自由者用はあるのに)
- (j) (免許交付時の) 適性検査は不要
- (k) 免許を与えないのは権利侵害だ。社会参加を疎外する。

(自由記述より)

- ・カーナビの音声情報は困る
- ・聞こえない分、どこに注意をして運転するか、どんな時にどういう事が起きるかなど、特別な講習が必要。プロとして痛烈に感じる

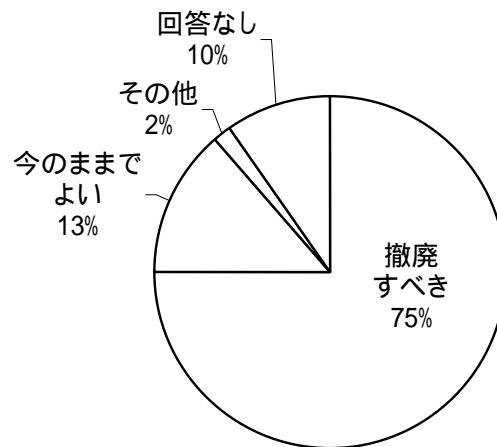
- ・耳からの情報が乏しい分、他の部分の感覚が発達していると思う
- ・私は職業運転手として大型トラック、トレーラーを 40 年間やってきた。耳が聞こえないための事故は皆無。
- ・故障した時とか、緊急（事故）になった時の手話通訳がすぐ派遣できるように制度を作れたらもっと便利になるだろう（不安がなくなる）。
- ・危険なのは、聴力ではなく、その人自身の運転方法ではないか
- ・補聴器は車に常備して来たが、装用しても全くと言うほど役に立たないので装用しない
- ・車の研究開発をやっている立場から言わせてもらおうと、音の必要性は低いと断言する。
- ・聴力がないと、注意しようという気持ちが強くなってくる。
- ・日常生活でも普段から目でまわりを注意しながらすごしているので、運転のときも同じ。
- ・会社の仕事仲間と話していて、窓を閉め切って音楽を聞いていると外からの音が聞えない事もあると言っている。
- ・運転に関しては聞こえの問題よりもその他多くの要素が多分に関与し影響していると思う。
- ・この問題をもっと情報公開してほしい。国民にも知ってほしい。
- ・聞こえないと運転が危険という科学的根拠がわからない。もし危険というのであれば、それを明確な形で示してほしい。
- ・補聴器も性能がマチマチだから、必ずしも音が入るとは限らない。
- ・聴覚障害者は急用のとき電話できないので、どうしても車を使うときがある。交通の便も不便だし、聴覚障害者同志のコミュニケーションも大切だと思う
- ・教習所でも、試験場でも「聞こえなくても目で確認すれば大丈夫」と言われて来た
- ・道をゆずったりした時、相手方から発する「ありがとう！」の意味のクラクションが気になる。逆に自分の発するクラクションの音量が適音かどうか分からず、ドキドキする。

6 . 法令への意見（全員 1475 人）

6 - 1 法令への意見

「多くの国では、原付二輪や普通自動車は、聴力に関係なく免許をもてる」ことについて、1475 人中 882 人(59.8%)が、「知っていた」と回答。聴覚障害者の間では、この知識が広まっている。

適性検査（聴力）を設けて、聴力を理由に免許を与えないことがある、日本の道路交通法施行規則 23 条についての質問では、「撤廃すべき」という意見が、1475 人中 1106 人（75.0%）で4分の3を占める。



【道路交通法施行規則23条への意見】

6 - 2 集計表とコメント

表 60 問 29. 多くの国では、タクシーや旅客バス、大型トレーラーなどの営業用免許は除いて、原付二輪や普通自動車は、聴力に関係なく免許をもてます。そのことを知っていましたか？

知っていた	知らなかった	回答なし	合計
882	462	131	1,475
59.8	31.3	8.9	100.0

コメント：聴覚障害者の間ではこの知識が広まっている。

表 61 問 30. 道路交通法施行規則 23 条は、今も、10メートル離れて 90 デシベルのクラクションの音が聞こえなければならぬとしています。このように、聴力によって運転免許交付・更新を制限している日本の制度について、あなたのご意見をお聞かせ下さい。

撤廃すべき	今のままでよい	その他	回答なし	合計
1,106	199	27	143	1,475
75.0	13.5	1.8	9.7	100.0

コメント：「撤廃すべき」という人が4分の3を占めている。「その他」を選択して、かつ、自由記述をした人は、「わからない」「どちらともいえない」とする人や、それぞれの体験や意見を記した人がある。詳しくは、「4 - 3 自由記述回答から」を参照のこと。

表 62 問 31. 以上のご回答について、アンケート実施責任者・調査員から詳しくうかがいたいことがあるとき、連絡をさしあげてもよいでしょうか。

いいえ	はい	回答なし	合計
990	273	212	1,475
67.1	18.5	14.4	100.0

6 - 3 自由記述回答から

問 30 道交法施行規則 23 条をはじめ、聴力によって運転免許交付、更新を制限している日本の制度に対する意見（自由記述 280 人）

「道交法施行規則 23 条をはじめ、聴力によって運転免許交付、更新を制限している日本の制度に対する意見」を問 30 の自由記述欄に記入した人は、全回答者 1475 人中、280 人（19.0%）いる。

この 280 人のうち、問 30 の選択回答で「撤廃すべき」とした人は 235 人（83.9%）、「今のままでよい」とした人は 23 人（8.2%）、「その他」とした人は 18 人（6.4%）、選択回答は選択しないで自由記述をした人が 4 人（1.4%）である。

下記では、なぜ「撤廃すべき」「今のままでよい」「その他」と考えられているか、意見の理由に注目して、分類し計数している。その際、一つの趣旨の意見を 1 件と数えている。たとえば、「運転は視認ができればよい」という自由記述は、1 件と数える。また、一人が複数の趣旨の意見を述べている場合もある。たとえば、「運転は視認ができれば問題なくできる。聴覚を理由に制限する日本の法律は合理性がない。多くの国では聴覚に関係なく免許を交付している」という自由記述は、3 件と数える。このように数えて、合計 413 件の意見がある。

寄せられた自由記述から掲載する。長文の記述など編集抜粋したものがあ

A. 「聞こえなくても安全に運転できている」130 件

「聞こえなくても、視認や操作ができ、運転に必要な注意力・判断力があれば、安全に運転できている」と要約できる。免許取得時点では聴覚障害がなかった複数的人也、聞こえる状態で運転した経験もふまえて述べている。

A に分類した意見 130 件のうち、124 件が選択回答で「削除すべき」を、3 件が「今のままでよい」を、2 件が「その他」を選択している。

（自由記述より）

- ・失われた器官を他の器官が補おうとすることが実感として分った。一般の健聴者より、自分は自然に目配りが働いていると思われる。
- ・音が聞こえるか関係がなく、周囲をよく見て安全に運転できます。
- ・聞こえない人は視覚によって日常生活していることを知ってほしい。本人は運転にも聴力を必要としていないのに、運転に聴力を求めている制度に疑問を感じる。
- ・聞こえない分、目を使ってやれると思う。20 年間無事故、無違反。聞こえないと運転して自分で行動した方が早い。バス、電車のアナウンス、タクシーの利用の方が音声情報わからず、大変不安だし、不便。
- ・聞こえなくても注意しながら運転すれば良いから検査を撤廃してほしい。

B. 「運転について聴力を問題にする現在の制度は合理的根拠がない」 92件

共通した指摘は「10m離れてクラクションを鳴らして聞こえるかを基準とする検査は無意味」ということ、そして、「運転免許の交付更新について聴力を問題にしたり、運転中の補聴器使用を条件にすることが、聴覚障害者の実態にあっていない」ことである。

さらに内容別に見ると、「非聴覚障害者も、車の窓を閉めて音楽などかけた状態では外の音はほぼわからないので、聴覚障害者と大差がない状態だが、運転できている。なぜ聴覚障害者が制限されるのか不合理」という意見が24件ある。「運転と聴力について客観的な検証もされていないのでは」という疑問が8件、「聞こえている人々においても事故はあるので、聞こえないことは制限する理由にならない」という意見が12件ある。そのほか、「聴覚障害者の運転を制限している日本の制度下でも、すでに長年、さまざまな聴覚障害者が運転していることが安全性の証明では」という趣旨の提起が3件ある。

Bに分類した意見92件のうち、87件が選択回答で「削除すべき」を、4件が「その他」を選択している。

(自由記述より)

- ・免許を取得したのは健聴の時で、その後何回か更新。特に問題もなく現在に至っているが、「突然更新を拒否された人がいる」ことに大変驚き、私達の置かれている立場が非常に不安定なものであることを実感した。難聴になってからの運転は今年で22年目。これまで聞こえないことで他のドライバーに迷惑をかけたことは一度もない。現在の道交法は聴覚障害者の実態に合っていると到底思えない。絶対撤廃するべきだと思う。
- ・「10メートル離れて90デシベルのクラクションの音」などという基準がどこから出たのか、全く聴覚障害者を理解していない人の考えだと思う。
- ・健聴者時代に免許を取っており、どちらの立場も良く判るが、23条の規則はあまり当てにならないと思われる。窓をしめてCDを聞いていれば健聴者でも良く聞こえないのではと思う。
- ・ろう者は健聴者以上に目で判断する力が優れていることを健聴者にもしっかり理解してもらいたい。運転に補聴器の必要性は感じない。健聴者もエンジンをかけた車の中で音楽をかけていれば外の音が聞こえないことは同じ。10m離れてクラクション音を聞く検査は無意味。
- ・安全性の調査もせず、ただ聞こえないということだけで危ないということはおかしいと思う。
- ・聴力が問題なら、なぜ健聴者が事故やルール違反をしているのか説明できない。23条はもう古い差別的な考えかた。聴力に関係なく免許を交付すべき。
- ・このような制度に従って30年も危険もなく経過してきているので、今後の安全性は証明できるのでは？撤廃してOKですよ！もう、日本は諸外国に見習うべきですよ。

C. さまざまな提案 71件

この中でも数が多い意見の趣旨は、「聴覚障害者であることを知らせるマーク表示や、緊急車両の接近を知らせる装置などの必要な機器をつければよい」で、33件ある。「聞こえないことで気をつけるべきことなど、安全運転のための、本人への教育をおこなえばよい」という趣旨の意見が7件寄せられている。そのほかにも、下記のとおり、多様な提言がある。

Cに分類した意見 71 件のうち 61 件が選択回答で「削除すべき」を、2 件が「今のままでよい」を、7 件が「その他」を選択している。

(自由記述より)

- ・緊急車両が近づいた時に知らせる機器とか、そうした機能をナビゲータの機能に付属するとか、開発が必要ではないか。
- ・規制することばかりでなく、例えば周りから見てろう者の車と分かるマークをつける方法は？
- ・クラクション音が安全運転にとって重要とは思わないが、必要ならば、感知する機器をつければよい。
- ・他の国にできてなぜ日本はできないのか？また、車のメーカーに聴覚障害に配慮できるような車づくりを指導できないのか？肢体不自由の人たちが運転できるような車があるというのに。聞こえないから無理というよりも、何か工夫すればできるという考え方は持てないだろうか。
- ・“聞こえない”では、制限の理由にならない。聞こえないから、こういう風により注意して運転する、という学習もさせて、運転するのに問題がない判断力を持っているなら、普通に免許があつてよい。
- ・聴覚障害がある、なしに関係なく事故は起きている。聴覚障害のレベルを制限する事よりも、車の改善、道路標識の改善をすべきだと思う。
- ・運転に役立つ機器や設備、サービスがもっと気軽に、積極的に利用できるような制度や、環境になっていくことを願う。
- ・免許云々より、車を持たなくても、生活できる社会環境を作ることに、目を向けたい。

D. 「聴覚障害者の社会参加、生活権を侵害している」45 件

「聴覚障害者も、社会生活をしていく上で車の運転は不可欠で、聴力を理由に運転免許を交付されないことは人権侵害」と要約できる。根拠のない適性検査で聴覚障害者に負担を強いているという指摘もある。

Dに分類した意見 45 件のうち 41 件が選択回答で「削除すべき」を、3 件が「今のままでよい」を、1 件が「その他」を選択している。

(自由記述より)

- ・営業や要介護家族の送迎等に車は欠かせない。道路交通法にあてはまらない為に、タクシーや知人に依頼しなければならず、経済的にも精神的にも苦痛を強いられる人が多い。耳が聞こえない人は事故を起こすとは限らない。周囲に注意して運転すれば健聴者とは変わらないと思う。
- ・30 余年、車をよく注意して運転して来て、3 回ゴールド免許を更新した。道交法施行規則 23 条は必要ないと思う。これがある為に、運免更新手続きの時、聴障者にどれほど強いプレッシャーがかかるか知れない。
- ・私たち障害者の権利、障害者の人権がまだ認識されていない国政だと思う。障害者の差別禁止制度を設けて早期（に 23 条撤廃を）実現すべき。あくまでも全ての聞こえない者に対して聴力によって問わず与えるようにしてほしい。

E．「他の多くの国では制限していない」 19件

「多くの国が、聴力を理由に制限する制度をもたない中で、いまだに制限している日本は遅れている」と要約できる。「外国でできていることがなぜ日本でできないのだろうか」という疑問も同時に寄せられている。

Eに分類した意見19件は、全てが、選択回答で「削除すべき」を選択している。

(自由記述より)

- ・ 諸外国において聴力により運転免許交付、更新に制限がないのなら、日本において制限をする理由はないと思う。偏見による制限ともとられかねない現行の制度は撤廃されるべきである。
- ・ 安全のためという名前の障害者差別で、国際社会に恥ずかしい。

F．自分は音が必要，何かあった時に不利，現制度で交付更新できている 16件

Fに分類した意見16件のうち2件が選択回答で「削除すべき」を、10件が「今のままでよい」を、4件が「その他」を選択している。現行制度で交付更新できているから今のままでよいという趣旨の意見は3件である。

(自由記述より)

- ・ 今は補聴器で聞こえている部分があり、聴力がなくなった時のことは何とも言えない。
- ・ 自分にとって補聴器は運転に必要。後ろからのクラクションやサイレン音に気づかないことがあるが、耳マークをつければ周囲のドライバーに理解してもらえる。
- ・ 全く聞こえないのでは安心して運転できないし、もし事故にあった時に聞こえない事が分かったと不利になる可能性がある。
- ・ いつも補聴器をして更新に行っているが、問題とされたことがない。

G．その他 40件

上記に該当しない意見など。下記の他に、この設問項目とは異なる体験などの記述がある。

(自由記述より)

- ・ わからない
- ・ どちらとも言えない
- ・ 23条を撤廃する場合は聴覚障害者は自分の運転行動に責任をもつべきである。
- ・ 聴覚障害者は、聞こえる人以上に注意して運転しなければならないし、もし自分の不注意で事故を起こした時は、聞こえる人以上に、責任をとらなければならない立場と考えている。
- ・ 障害がなくても事故が多いから、視覚だけで運転するのは、この車社会の中ではやはり控えたほうがよいと考えている。
- ・ 補聴器や補助機器をつけたい人はつけて、それが免許の条件欄に書かれるのはよいと思う。しかし、聴力ゆえに免許を取得できないようでは困る。

7 . 依頼文と調査票

2005 年 11 月 7 日

聴覚障害者と運転免許 「アンケート」ご協力のお願い

聴覚障害者を差別する「欠格条項」見直しの中で、多くの方のご支援のもと、2001 年 6 月に道路交通法 88 条「耳が聞こえない者又は口のきけない者には免許を与えない」が削除されました。

しかし、道路交通法「施行規則 23 条」適性試験「10m 離れて 90 デシベルの警音器の音が聞こえる者」は、改正されずに残ったままです。

これでは、せっかく大本の法律が改正されたにも係わらず「適性試験を合格しなければ免許が取得できない」という、道路交通法改正前の状況となんら変わりありません。

「運転免許」は今の社会では、就職や普段の生活に欠かせないものになっています。日常生活の足として、仕事・通勤・買い物・通院など、車はなくてはならないものです。地方では一家に車が複数台ある家も珍しくありません。

このような社会で「耳が聞こえない」ことを理由に、運転免許が取得できず不便・不利な生活を強いられている現状を、私たちは何とか解決したいと思っています。

このアンケートによって聴覚障害者の運転免許に関する実態を把握し、聴覚障害者の声を社会に届け、聞こえない人や聞こえにくい人が車を運転できる、あたりまえの社会になるようにしたいと思います。

聴覚障害者で毎日のように運転している人、耳が聞こえないために免許の取得をあきらめた人、これから免許を取りたいと思っている人など、いろいろな立場からの声をお寄せ下さい。

なお、本調査によって個人の情報が外に漏れ不利益を被るようなことはありません。またここで得られたデータは本調査の趣旨に沿わないこと（営利目的等）に使用することはありません。

皆様のご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

< 合同調査実施団体 >

財団法人全日本ろうあ連盟

理事長 安藤豊喜

社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

理事長 高岡 正

障害者欠格条項をなくす会

共同代表 福島智・大熊由紀子

< 代表連絡先 >

財団法人全日本ろうあ連盟

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SK ビル 8 階

Tel 03 - 3268 - 8847 ・ Fax03 - 3267 - 3445

メール：inquiry@jfd.or.jp

聴覚障害者と運転免許 アンケート

回答者ご自身について(全ての方にご回答をお願いします)

問1．あなたの性別と年齢は？

性別 1．男 2．女

年齢 【 】歳

問2．聴覚障害になったのは何歳のときですか？

年齢 【 】歳

問3．身体障害者手帳をおもちですか？

- 1．1級 2．2級 3．3級 4．4級 5．5級 6．6級
7．持ったことがない 8．持っていたが、返した（障害の軽減・治癒による）

問4．ふだんの生活で（運転していない時に）、補聴器または人工内耳を使っていますか？

- 1．起きている時はほとんど使っている
2．使っていない、めったに使わない
3．状況やコンディションによって、使う時と使わない時がある

問5．日常会話するときの、主なコミュニケーション方法は何ですか？

- 1．手話 2．音声、口話、筆記、手話などの組み合わせ 3．音声・口話

問6．約10m離れたクラクション音は、聞こえますか？

〔道路交通法施行規則23条で、「10m離れて90デシベルのクラクション音が聞こえること」が適性検査（聴力）の合格基準とされています〕

- 1．補聴器や人工内耳を使わなくても聞こえる
2．補聴器や人工内耳を使っている時は聞こえる、聞こえることがある
3．補聴器や人工内耳を使っても聞こえない

問7．お住まいの都道府県の番号に をつけて下さい。

1.北海道	2.青森県	3.岩手県	4.宮城県	5.秋田県	6.山形県
7.福島県	8.茨城県	9.栃木県	10.群馬県	11.埼玉県	12.千葉県
13.東京都	14.神奈川県	15.新潟県	16.富山県	17.石川県	18.福井県
19.山梨県	20.長野県	21.岐阜県	22.静岡県	23.愛知県	24.三重県
25.滋賀県	26.京都府	27.大阪府	28.兵庫県	29.奈良県	30.和歌山県
31.鳥取県	32.島根県	33.岡山県	34.広島県	35.山口県	36.徳島県
37.香川県	38.愛媛県	39.高知県	40.福岡県	41.佐賀県	42.長崎県
43.熊本県	44.大分県	45.宮崎県	46.鹿児島県	47.沖縄県	

問8．所属している団体をお聞かせ下さい。（複数選択可）

- 1．全日本ろうあ連盟（各都道府県の聴覚障害者協会）
2．全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（加盟協会）
3．障害者欠格条項をなくす会
4．所属団体なし
5．1～3以外の団体に所属 団体名【 】

運転免許の取得について(全ての方にご回答をお願いします)

免許をもっている人、もったことがある人だけでなく、免許をもったことがない人にも、おうかがいします。

問9．現在、運転免許をおもちですか？

- 1．もっている 問12へお進み下さい
- 2．以前は運転免許をもっていたが、今はもっていない 問10へお進み下さい
- 3．これまで運転免許をもったことがない 問11へお進み下さい

問10．問9で「2．以前は運転免許をもっていたが、今はもっていない」と回答された方にお聞きします。

問10-1 今、運転免許をおもちでない理由は何ですか？

- 1．聴力とは関係なく、自分から自動車運転をやめたから
- 2．聴力が主な理由で、自分から自動車運転をやめたから
- 3．聴覚障害が理由で免許更新を拒否されたから
- 4．事故や違反によって免許を停止されたから
- 5．その他【 】

問10-2 今後また運転免許を取得することをお考えですか？

- 1．はい 問10-3へお進み下さい
- 2．いいえ 問12へお進み下さい
- 3．どうするか決めていない 問12へお進み下さい

問10-3 問10-2で「1．はい」と回答された方にお聞きします。(複数選択可)

ご自分が、免許をもっていないことで、不便や必要を感じていることをお答え下さい。

- 1．自分の移動手段として必要
- 2．就職する時に必要
- 3．通学・通勤に必要
- 4．ふだんの仕事、営業に必要
- 5．家族の送迎に必要
- 6．買物に必要
- 7．レジャーに必要
- 8．その他【 】

問9で「2．以前は運転免許をもっていたが、今はもっていない」と回答された方は、次は、問12へお進み下さい

問11．問9で「3．これまで運転免許をもったことがない」と回答された方にお聞きします。

問11-1 今後、運転免許をもちたいという気持ちがありますか？

- 1．はい
- 2．いいえ
- 3．どちらともいえない

問 13．運転免許教習所（自動車学校）についてお聞きします。

問 13 - 1 運転免許教習所（自動車学校）に行ったことがありますか？

- 1．ある 問 13 - 2 へお進み下さい
- 2．ない 問 14 へお進み下さい

問 13 - 2 運転免許教習所（自動車学校）は、どのような基準で選びましたか？（複数選択可）

- 1．手話や筆談や補聴手段が用意されているところだったから
- 2．これまでに聴覚障害者を受け入れてきた実績があるところだから
- 3．他の聴覚障害者と一緒に通うことができたから
- 4．申請の指定校だったから
- 5．通うのに便利な場所だったから
- 6．人にすすめられたから
- 7．その他【 】

問 13 - 3 運転免許教習所（自動車学校）について、次のような経験がありますか？（複数選択可）

回答されたことについて、補足がある方は、記述欄にお書き下さい。

- 1．教習所について、困ったことや不便なことはあまりなく、必要な配慮を得られた
- 2．教習所に入学を申し込んだ時に、聴覚障害を理由に申込みを断られたことがある
- 3．教習所に入学したが、手話や筆談や補聴手段によってコミュニケーションがされず、そのために学習が難しかったことがある
- 4．その他

【記述欄】

問 14 にお進み下さい。

問 14．免許試験場での適性検査（聴力）について、お聞きします。

問 14 - 1 免許試験場での適性検査（聴力）を受けたことがありますか？

- 1．ある 問 14 - 2 へお進み下さい
- 2．ない 問 15 へお進み下さい

問 14 - 2 免許試験場での適性検査（聴力）の結果はどうでしたか？

- 1．問題なく合格した 問 15 へお進み下さい
- 2．聞こえやコミュニケーションが理由で問題にされたが、結果として合格した。
問 14 - 3 へお進み下さい
- 3．聞こえやコミュニケーションが理由で不合格になった 問 14 - 3 へお進み下さい

問 14 - 3 問 14 - 2 で「 2 . 結果として合格した。」「 3 . 聞こえやコミュニケーションが理由で不合格になった。」と回答された方は、あてはまる回答を選択して下さい。(複数選択可)
詳しく記述することがありましたら、記述欄にお書き下さい。

- 1 . 問題にされ、一度は不合格とされたが、もう一度受けた(受けようとしている)
- 2 . 不合格、免許交付拒否の決定に対して異議申し立てをした(しようとしている)
- 3 . 人や団体などに相談した
- 4 . あきらめた
- 5 . その他

【記述欄】

問 15 へお進み下さい。

問 15 . 免許更新について、お聞きします。

問 15 - 1 免許更新をしたことがありますか？

- 1 . ある 問 15 - 2 へお進み下さい
- 2 . ない 問 16 へお進み下さい

問 15 - 2 免許更新時の適性検査(聴力)を受けましたか？

- 1 . 受けた 問 15 - 3 へお進み下さい
- 2 . 受けなかった 問 16 へお進み下さい

問 15 - 3 免許更新時の適性検査(聴力)の結果は、どうでしたか？

- 1 . 問題なく合格した 問 16 へお進み下さい
- 2 . 聞こえやコミュニケーションが理由で問題にされたが、結果として合格した。
問 15 - 4 へお進み下さい
- 3 . 聞こえやコミュニケーションが理由で不合格になった。 問 15 - 4 へお進み下さい

問 15 - 4 問 15 - 3 で「 2 . 結果として合格した」「 3 . 聞こえやコミュニケーションが理由で不合格になった」と回答された方は、あてはまる回答を選択して下さい。（複数選択可）詳しく記述することがありましたら、記述欄にお書き下さい。

- 1 . 問題にされ、一度は不合格とされたが、もう一度、受けた（受けようとしている）
- 2 . 不合格、免許更新拒否の決定に対して異議申し立てをした（しようとしている）
- 3 . 人や団体などに相談した
- 4 . あきらめた
- 5 . その他

【記述欄】

問 15 - 5 へお進み下さい

問 15 - 5 免許更新時に講習がありますが、必要な情報保障を、受けることができますか。

- 1 . 手話、筆談、補聴手段、要約筆記、ビデオの字幕などで、必要な情報保障が用意されている。
- 2 . 情報保障は、部分的には用意されているが、不十分である。
- 3 . 情報保障がない。

次の（問 16～問 28）は、聴覚障害がある状態での運転経験がある方にお聞きします。免許を持ったことがない方、又は、免許を持っていたが、聴覚障害になってからは運転していない方は、問 29 へ進んで下さい。

問 20 . 免許を取得した年令、失効した年令を、【 】内に記入して下さい。

問 20- 1 運転免許を取得したのは何歳の時ですか？

年令 【 】歳

問 20- 2 今、運転免許をおもちでない方は、失効した年令を【 】内に記入して下さい。

(現在、有効な免許証をお持ちの方は、記入不要です)

年令 【 】歳

問 21 . 聴覚障害がある状態での運転歴についてお聞きします。【 】内に、年令を記入して下さい。

問 21- 1 運転を始めた年令：(現在運転していない方も、運転免許を失効された方もご記入下さい)

年令 【 】歳

問 21- 2 運転をやめた年令：(いつまで運転していましたか？現在運転している方は記入不要です)

年令 【 】歳

問 22 . 運転中に補聴器や人工内耳などを使っていますか？(使っていましたか？)

回答は、・22-1(ほとんど使わない)、・22-2(使う時、使わない時、半々くらい)、・22-3(だいたいいつも使う)から、一つだけ選び、をつけて下さい。また、その理由もお答え下さい。

・22-1 . ほとんど使わないで(または、スイッチを切って)運転

その理由は何ですか？(複数選択可)

- 1 . 音がないほうが運転に集中できるから
- 2 . 騒音で、頭痛や耳鳴りがしたりして疲れるから
- 3 . 音がなくても問題なく運転できているから
- 4 . その他【

】

・22-2 . 使ったり、使わなかったり、半々くらいで運転

その理由は何ですか？(複数選択可)

- 1 . 自分のコンディションで決めているから
- 2 . 運転場面によって決めているから
- 3 . 同乗者と話すために必要だから
- 4 . その他【

】

・22-3 . だいたいいつも使って(または、スイッチを入れて)運転

その理由は何ですか？(複数選択可)

- 1 . 自分にとって音情報が必要だから
- 2 . 音が入らないと不安に思うことがあるから
- 3 . 同乗者と話すために必要だから
- 4 . 免許証の「免許の条件等」欄に「補聴器」と書かれているから
- 5 . その他【

】

問 23 . 自分自身が、聴覚障害との関係で、聞こえる人以上に、運転中に特に注意していることはありますか（ありましたか）？（複数選択可）

- 1 . ドライバーの義務として、安全第一で運転。「聴覚障害があるから、聞こえる人以上に特に注意が必要」とは思わない。
- 2 . 周囲をよく見る
- 3 . ミラーを何度も確認する
- 4 . 交差点や住宅街などでは安全確認のために徐行または停止する
- 5 . その他【 】

問 24 . 運転時に役立つ、機器や設備、各種のサービスの利用について、お聞きします。

問 24 - 1 問 24 - 2 に挙げる機器や設備、サービスを利用したことがありますか？

- 1 . ある 問 24 - 2 へお進み下さい。
- 2 . ない 問 24 - 3 へお進み下さい。

問 24 - 2 問 24 - 1 で「 1 . ある」と回答された方は、利用したことがあるものをお答え下さい。
（複数選択可）

- 1 . 車載カメラ
- 2 . 車内磁気ループ
- 3 . 消防車出動通知サービス
- 4 . 緊急車両サイレン音感知器
- 5 . 見えるラジオ（災害情報など）
- 6 . ドライブレコーダー
- 7 . カーナビ
- 8 . その他【 】

問 24 - 3 ミラーを特別なものに交換したことがある方は、あてはまるものをお答え下さい。
（複数選択可）

- 1 . 特別な見やすいパノラマミラーや大型の車内ミラーを取り付けた
- 2 . 車外ミラーを、特別な見やすいミラーに交換した
- 3 . その他【 】

問 25 . 運転中の事故についてお聞きします。

問 25 - 1 事故の経験はありますか？

- 1 . ある 問 25 - 2 へお進み下さい
- 2 . ない 問 26 へお進み下さい

問 25 - 2 もし聞こえていたら、その事故を避けることができましたと思いますか？

- 1 . 思う
- 2 . 思わない
- 3 . わからない

- 問 25 - 3 緊急通報が必要な時に、どのような方法で連絡をしますか。（複数選択可）
- 1．携帯電話（電子メール・メール110番・メール119番）
 - 2．携帯電話（音声）
 - 3．緊急時通報サービス（ロードサービスや、自動車保険のレスキューサービスなど）
 - 4．非常電話、非常FAX
 - 5．その他【 】

問 25 - 4 事故の経験について記述したいことがある方は、記述欄にお書き下さい。

【記述欄】

- 問 26 . 緊急車両（救急車・消防車・パトカーなど）が近づいてきて、その車体がまだ見えていない時は、どんなことで接近がわかりますか？（複数選択可）
- 1．ほかの車の動きをミラーなどで見て。たとえば道をあけるのを見てわかる
 - 2．ライトの光でわかる
 - 3．サイレン音でわかる
 - 4．同乗者に教えてもらう
 - 5．その他【 】

- 問 27 . 緊急車両が近づいた時に目でみてわかる機器が製品化されており、まもなく発売になりそうです。そのような機器があれば使いたいですか？
- 1．ぜひ使いたい
 - 2．使いたい時があると思う
 - 3．今のところ必要を感じない

問 28 . 日本では、ずっと、聞こえなければ運転は危険とされてきて、制度は今でも聞こえない人への免許交付、更新の制限があります。誰でも、絶対に安全だということはありませんし、ハンドルを握る以上、聞こえている、いないにかかわらず、危険な状況が起こることが想定されます。そのことをふまえたうえで、下記についておたずねします。

- 問 28 - 1 あなたご自身の実感はいかがですか？（複数選択可）
- 1．音が聞こえるかどうかに関係なく、安全に運転できると実感している
 - 2．注意して運転しているので、安全性に問題ないと実感している
 - 3．聴力との関係で、緊張と不安をもつことがよくある
 - 4．聴力との関係で、運転に危険を感じているので、今は自分では運転していない
 - 5．その他【 】

問 28 - 2 問 28 - 1 で選択回答されたことについて、補足や今後に向けたご意見がありましたら、お書き下さい。

【記述欄】

問 29 にお進み下さい

さいごに(全ての方にご回答をお願いします)

問 29 . 多くの国では、タクシーや旅客バス、大型トレーラーなどの営業用免許は除いて、原付二輪や普通自動車は、聴力に関係なく免許をもてます。そのことを知っていましたか？

- 1 . 知っていた
- 2 . 知らなかった

問 30 . 道路交通法施行規則 23 条は、今も、10メートル離れて 90 デシベルのクラクションの音が聞こえなければならないとしています。

このように、聴力によって運転免許交付・更新を制限している日本の制度について、あなたのご意見をお聞かせ下さい。なお、詳しいご意見がありましたら、記述欄にお書き下さい。

- 1 . 撤廃すべき
- 2 . 今のままでよい
- 3 . その他

【記述欄】

問 31 . 以上のご回答について、アンケート実施責任者・調査員から詳しくうかがいたいことがあるとき、連絡をさしあげてもよいでしょうか。

- 1 . いいえ
- 2 . はい

「はい」の方は、下記にお名前、連絡方法について、ご記入をお願いします。

お名前	【	】
メールアドレス	【	】
F A X	【	】

長い間アンケートにご協力いただき、どうもありがとうございました。
ご回答は、2005(平成 17)年 12 月 26 日(月)までに、ご返送をよろしくお願い申し上げます。
なお、このアンケートは、個人情報の保護に十分注意して取り扱わせていただきます。

< 代表連絡先 >

財団法人全日本ろうあ連盟

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SK ビル 8 階

Tel 03 - 3268 - 8847 ・ Fax03 - 3267 - 3445

メール：inquiry@jfd.or.jp

* 本報告書の引用・転載をされたい時は必ずご連絡ください。無断引用・転載を禁じます。

[非売品]